

高知県地域防災計画

(一般対策編)

令和5年6月修正

高知県防災会議

目 次

一般対策編

第1編 総 則

第1章 計画の趣旨	
第1節 計画の目的	P 1
第2節 計画の構成	P 1
第3節 重点を置くべき事項	P 1
第4節 計画の効果的な推進	P 2
第5節 一般対策編の修正	P 2

第2章 高知県の特性

第1節 地理的条件	P 5
第2節 社会的条件	P 6
第3節 気象条件	P 6
第4節 地質、地層構造	P 8
第5節 災害の特徴	P 8

第3章 高知県防災会議

P 1 1

第4章 防災関係機関

第1節 防災関係機関の責務	P 1 2
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	P 1 4

第5章 住民及び事業者の責務

P 2 2

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強い県づくり

第1節 防災まちづくり	P 2 3
第2節 建築物等災害予防対策	P 2 5
第3節 災害に強い土地利用の推進	P 2 6
第4節 土砂災害を予防する施設整備	P 2 8
第5節 山地災害・農地災害を予防する施設整備	P 2 9
第6節 風水害を予防する施設整備	P 3 0
第7節 風水害予防活動	P 3 1
第8節 ライフライン等の対策	P 3 3

第9節	火災予防対策	P 3 5
第10節	危険物等災害予防対策	P 3 6
第2章 地域防災力の育成		
第1節	防災知識の日常化	P 3 7
第2節	実践的な防災訓練の実施	P 3 9
第3節	自主的な防災活動への支援	P 4 0
第4節	事業所による自主防災体制の整備	P 4 2
第5節	要配慮者への対策等	P 4 3
第6節	消防団を中心とした地域の防災体制	P 4 6
第7節	自発的な支援を受け入れるための環境整備	P 4 7
第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策		
第1節	防災施設の限界と避難開始の時期	P 4 9
第2節	危険性の周知	P 5 0
第3節	避難を可能にするサインの整備	P 5 1
第4節	自主的な避難	P 5 2
第5節	避難計画	P 5 4
第6節	避難体制の整備	P 5 7
第4章 災害に備える体制の確立		
第1節	災害対策本部	P 6 0
第2節	情報の収集・伝達体制	P 6 7
第3節	防災担当者の人材育成	P 7 1
第4節	実践的な防災訓練の実施	P 7 2
第5節	防災関係機関等の連携体制	P 7 4
第6節	防災中枢機能の確保、充実	P 7 6
第5章 災害応急対策・復旧対策への備え		
第1節	消火・救助・救急対策	P 7 7
第2節	災害時医療対策	P 7 8
第3節	緊急輸送活動対策	P 8 1
第4節	緊急物資確保対策	P 8 5
第5節	消毒及び保健衛生体制の整備	P 8 7

第3編 災害応急対策

第1章 災害時応急活動

第1節 活動体制の確立	P 8 9
1－1 初動体制の確立	
1－2 活動体制の拡大	
第2節 気象警報等の伝達	P 9 2
2－1 気象警報等	
2－2 気象警報等の伝達	
2－3 台風等説明会	
2－4 火災気象通報	
第3節 情報の収集・伝達	P 9 5
3－1 県の情報収集・伝達活動	
3－2 市町村の情報収集・伝達活動	
3－3 被害状況の報告	
3－4 防災関係機関の情報収集・伝達活動	
3－5 異常現象発見時の通報	
第4節 通信連絡	P 9 9
4－1 機能の確認と应急復旧	
4－2 非常時の通信手段の確保	
第5節 応援要請	P 1 0 0
第6節 広報活動	P 1 0 2
第7節 警戒活動	P 1 0 4
7－1 気象等の観測及び通報	
7－2 水防活動	
7－3 土砂災害警戒活動	
7－4 高潮・高波警戒活動及び水防警報	
7－5 洪水予報及び水防警報	
7－6 住民の避難が必要な場合の通報	
第8節 避難活動等	P 1 0 7
8－1 住民の自主的な避難	
8－2 広報	
8－3 緊急的な避難誘導	
8－4 避難指示等（「避難指示」、「緊急安全確保」又は 「高齢者等避難」）	
8－5 県水防計画に基づく避難のための立ち退き	
8－6 避難指示等の伝達方法	
8－7 警戒区域の設定	
8－8 避難所の運営	
8－9 広域避難	

第9節 災害拡大防止活動	P 112
9－1 消防活動	
9－2 人命救助活動	
9－3 被災建築物に対する応急危険度判定	
9－4 被災宅地の応急危険度判定	
第10節 緊急輸送活動	P 114
第11節 交通確保対策	P 116
第12節 社会秩序維持活動等	P 118
第13節 地域への救援活動	P 119
13－1 飲料水の調達、供給活動	
13－2 食料の調達、供給活動	
13－3 生活必需品等の調達、供給活動	
13－4 物価の安定等	
13－5 医療及び助産	
13－6 消毒及び保健衛生	
13－7 災害廃棄物処理等	
13－8 遺体の検案等	
13－9 犬、猫、特定動物等の保護及び管理	
13－10 応急仮設住宅等	
第14節 ライフライン等施設の応急対策	P 125
14－1 電力施設	
14－2 ガス施設	
14－3 上下水道施設	
14－4 工業用水道施設	
14－5 通信施設	
第15節 教育対策	P 128
第16節 労務の提供	P 129
第17節 要配慮者対策	P 130
第18節 災害応急金融対策	P 131
第19節 災害応急融資	P 132
第20節 二次災害の防止	P 133
第21節 自発的支援の受け入れ	P 134
第2章 自衛隊の災害派遣	
第1節 災害派遣要請ができる範囲	P 135
第2節 災害派遣要請の手続き	P 136
第3節 派遣部隊の受入体制	P 137
第4節 派遣部隊の業務及び撤収等	P 137

第4編 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

P 139

第2章 災害復旧対策

第1節 迅速な原状復旧の進め方

P 139

第3章 復興計画

第1節 復興計画の進め方

P 141

第2節 被災者等の生活再建等の支援

P 143

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

P 145

別表

第1編 總 則

第1編 総 則

第1章 計画の趣旨

計画の目的や効果的な推進及び重点を置くべき事項等について定めます。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）の規定に基づき、本県の地域にかかる各種の災害から、県民の生命、身体及び財産を保護するために、本県において防災上必要な諸施策の基本を、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、本県の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とします。

第2節 計画の構成

- 本計画は、「一般対策編」、「火災及び事故災害対策編」、「地震及び津波災害対策編」及び「附属資料」で構成します。
- 「一般対策編」は、風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記述し、高知県地域防災計画における基本的な計画としています。また、各編においては、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧の各段階における諸施策を具体的に記述しています。

第3節 重点を置くべき事項

- 本県は災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきましたが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失ってきています。
- このため、本県においては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進します。
- 地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立します。
- 自らの命、安全、財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進めます。
- 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の

感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を進めます。

第4節 計画の効果的な推進

- 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、本計画に記述される地域の実態を踏まえ、防災業務計画に修正を加えるものとします。
- 市町村は、それぞれの市町村の地域の自然的、社会的条件等を踏まえて本計画に記述する各事項を検討し、市町村地域防災計画に修正を加えるものとします。
- 防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため他機関との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとします。
 - (1) 本計画に基づくアクションプラン（実践的応急活動要領を意味します。以下同じ。）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
 - (2) 計画、アクションプランの定期的な点検
 - (3) 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第5節 一般対策編の修正

- 一般対策編は災害に関する経験と対策の積み重ね等により、隨時見直さるべき性格のものであり、災害対策基本法に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えます。

[注 記] 本計画における用語について

- 住民 ----- 県の地域に住所を有する者をいいます。
- 住民等 ----- 上記に加え、他県から県の地域に通学、通勤する者及び災害時に県の地域に滞在する者等も含めます。
- 要配慮者 ----- 高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する方をいいます。
- 避難行動要支援者 ----- 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいいます。
- 防災関係機関 ----- 国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関をいいます。
- 関係機関 ----- 防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいいます。
- 県 ----- 県の部局及び出先機関、教育委員会等をいいます。
- 警察 ----- 警察法で定められた組織で、警察本部、警察署をいいます。
- 市町村 ----- 市町村の部課、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く）をいいます。
- 消防機関 ----- 消防組織法で定められた組織で、消防本部、消防局、消防署、消防団の総称をいいます。
- 自衛隊 ----- 陸上、海上及び航空自衛隊をいいます。
- ライフライン ----- 電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいいます。
- 避難場所 ----- 市町村が指定する、住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所をいいます。
(指定緊急避難場所)

- 津波避難場所 ----- 避難場所のうち、津波から一時的に避難するための高台や津波避難ビル等の場所や施設をいいます。
- 避難所 ----- 市町村が指定する、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へもどれなくなつた住民等が一時的に滞在する施設をいいます。

第2章 高知県の特性

地理、気象、地質、社会などの条件と災害の特性について記述します。

第1節 地理的条件

1 位 置

○本県は、北緯 $33^{\circ}33'24''$ 、東経 $133^{\circ}32'04''$ を中心に位置し、北は四国山地によって愛媛県、徳島県に接し、南は太平洋に面して、細長い扇状の形をしています。

2 面 積

○本県の面積は、7,103.63 平方キロで国土面積の 1.9%、四国面積の 38% の大きさです。

3 地 勢

(1) 山 地

○本県の全面積の約 8.4 %が山地（森林）です。

○北は石鎚山系及び剣山系の標高 1,800m 前後の山々があり、南も山地が海岸部まで迫っています。

(2) 河 川

○本県の各河川は、山間部では山地に挟まれた急峻な河道が蛇行し、下流部に軟弱な地盤が分布しているため、浸水被害、液状化災害等の危険性をはらんでいます。

(3) 平 野

○仁淀川と物部川の間に高知平野、四万十川の下流に中村平野があります。

○本県の中心となる高知市には、鏡川下流部にデルタ平野が広がっており、地盤は軟弱で海拔 0m 以下の地域もあるため、浸水被害、液状化災害等の危険があります。

○西部の四万十川河口部においても軟弱な地盤があり、液状化災害等の危険があります。

(4) 海 岸

○海岸線は室戸半島の西側に代表されるように、地震時に隆起した岩石海岸が多く、波触台地が長く連なっています。

○高知平野の海岸線は平滑な砂礫浜が特徴的です。

○高知平野以西の宇佐から須崎までの海岸は地震時に沈降してできたリアス式海岸が特徴的です。

○室戸半島や足摺岬には数段の海岸段丘が見られ、周期的な隆起を繰り返してきたことが分ります。

○海岸線は 713.2 km を有します。

(5) その他

- 上記の条件下で、本県の道路網の骨格となる高規格道路「四国8の字ネットワーク」は、県の東部と西部にミッシングリンクが存在しています。
- その他の幹線道路は、高知市を中心に海岸線沿いに各地域を結ぶ放射線状の道路網が形成され、迂回路の少ない幹線道路網となっています。
- その他の道路網は、中山間地域を連絡する道路が大部分であり、本県の地形的条件より、整備が極めて遅れており、通行規制を受ける区間が多く、県域の広さの割には道路網の密度は低く、未発達です。
- 災害時に道路が寸断されると、代替路が確保されていないため、孤立する地区が発生しやすい条件下に置かれています。

第2節 社会的条件（R2国勢調査）

1 地域構造

- 本県の地域構造は、人口、産業とも高知市周辺への一極集中型になっています。

2 人口

- 人口は、69.1万人で、減少傾向をたどっています。
- 全国総人口の0.55%を占め、47都道府県中第45位です。
- 人口の分布は約4割が高知市に集中している状況にあり、山間部の過疎化は依然として進行しています。

3 人口の構成

- 高齢者（65歳以上）の人口に占める比率は全体で35.5パーセントです。郡部に限ると44.9パーセントに達し、高齢化が進んでいます。

第3節 気象条件

1 気象の概況

- 北に東西に走る四国山地と、南の黒潮が流れる太平洋の影響を受けます。
- 冬期は、大陸からの季節風に対し四国山地の風下に位置しており、晴天日数が多いです。天気が崩れても低気圧が通過して北西風に変わると天候の回復は極めて早く、乾燥した日が続くことが多いです。
- 年間降水量は、太平洋に面しているため湿った海洋性の気流が流込みやすく、非常に多いです。
 - ◇県内の殆どの地域で2,000mm以上
 - ◇安芸郡馬路村魚梁瀬、嶺北、高南台地及び幡多郡北西部など、本県の三分の一を占める地域では3,000mm以上

2 季節ごとの特徴

春 期

- 大陸からの移動性高気圧と低気圧が交互に日本付近を通過するようになり、3日～4日位の周期で変わります。
- 低気圧が接近して通過する場合は、高温多湿な南寄りの気流が入りやすく大雨が降ることがあります。
- 毎年1度はこの時期に日雨量100mm以上の大雨が発生しています。
- 3年に1度程度の確率で日雨量200mm以上の豪雨が発生しています。

梅雨時期

- 梅雨は、6月上旬前半から7月中旬後半までで、約40日間程度です。
- この期間の降水量は約500mm～900mm程度で、末期には豪雨の起こることが多いです。
- 本県の水害は、台風期に次いでこの時期に発生するものが多いです。

夏 期

- 太平洋高気圧におおわれて晴天が続くが、北方から寒気が流込んだり、太平洋高気圧が弱まり気圧の谷が通過するときに、天気が一時的に崩れ、雷が発生することが多いです。
- 本県に上陸又は接近し、県土に影響を及ぼす台風は、年平均2.7回で8月が9月に次いで多くなっています。
- 豪雨の多いのもこの時期で、日雨量200mm以上の豪雨は、大部分が台風によるものです。

秋 期

- この時期の天気は、春期と同様に周期的に変化します。
- 台風が本県に上陸又は接近し影響を及ぼすことは、9月が最も多い時期です。
- 秋雨前線が停滞して長雨の降る時期でもあり、台風の影響で前線の活動が活発となり豪雨になることもあります。

冬 期

- 豊後水道に面した地域と山間部を除けば全般に晴天が多いです。
- 天気が崩れてもその回復は早く、晴天日数が多いです。
- 降水量は少ないが、まれに大雨が降ることがあります。
- 積雪量は、幡多郡や高岡郡の山間部で多いです。
 - ◇樋原での記録 昭和11年 133cm
 - 昭和38年 102cm
- その他の山間部でも積雪が観測されるなど、平野部の気象条件と著しく異なっています。

○北西の季節風により、四国山地を越す際にフェーン現象が発生し、空気が乾燥するため、冬の終わりから春先にかけて火災が発生しやすい気象状況になります。

第4節 地質、地層構造

本県の地質には、基盤岩類を三地帯に分けるほぼ東西性の二大構造線があり、北側を御荷鉢（みかぶ）構造線、南側を仏像構造線と呼びます。

これらの構造線によって、高知県は北から三波川（さんばがわ）帯、秩父帯及び四万十帯に分かれます。

また、これらの基盤岩類を被覆して、各帯には未固結堆積物の第四系が不規則に分布するとともに、また四万十帯には未固結ないし固結堆積物の鮮新統（せんしんとう）が分布しています。

本県は、山地面積が大きい県で、県下の平野で最大の高知平野の東部は、物部川下流の扇状地性平野であり、砂礫質の地域が広く、地盤は地震に対して強いと考えられています。

高知市では国分川下流部にデルタ性平野が広がるほか、地盤は軟弱かつ満潮面以下の地域もあります。また、四万十川下流域の平野にも軟弱地盤が広く分布し、過去の地震による木造建築物の大きな被害が知られています。その他、各地の中小河川の下流部にも軟弱な地盤の分布するところがあり、場所によっては液状化現象が発生しやすくなっています。

四万十川河谷の平野にも軟弱地盤が広く分布し、過去に地震による木造建築物の大きな被害が知られています。

山間の河川は四万十川とその支流に代表されるように、河道が山地に食い込んだまま蛇行している嵌入蛇行（かんにゅうだこう）の典型例として知られています。これは山地の隆起を物語っています。

海岸線は、県東部は室戸半島の西岸に代表されるように、地震時に隆起した岩石海岸であり、波蝕台が長く連なっています。県中央部では高知平野の海岸線にみられる平滑な砂礫浜の海岸線が特徴的です。高知市以西では沈水したりアス式海岸線が特徴的であり、湾入部は津波被害を繰り返してきました。室戸半島や足摺岬等には数段の海岸段丘が発達し、間欠的な隆起を繰り返してきたことを示しています。

第5節 災害の特徴

1 風水害

○森林率が約84%の本県は、地形の急峻さから、土砂災害が多発します。

○年間降水量が多く、台風や豪雨による洪水が発生します。

○近年で大きな被害を受けた事例

◇昭和50年8月台風第5号・第6号

（死者・行方不明者77人、家屋全半壊2,160棟、家屋浸水32,298棟）

◇平成10年9月豪雨災害
(死者8名、家屋全半壊54棟、家屋浸水17,253棟)

2 地震災害

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれます。

これらの地震は、これまで繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もあります。

平成31年2月には南海トラフの地震活動の長期評価が公表されており、それによるとM8～M9クラスの地震の今後30年以内の発生確率は、70%～80%となっています。

(1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波(L2)

○この地震及び津波は、南海トラフの巨大地震モデル検討会(平成23年8月設置)が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのものです。

○震度6弱～7の揺れが予測されます。

○地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは10～20m、ところによっては30mを超えることが予測されます。

(2) 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波(L1)

○震度5弱～6強(一部では震度7)の揺れが予測されます。

○地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは6～8m、ところによっては10mを超えることが予測されます。

◇近年で大きな被害を受けた事例としては、昭和21年の南海地震があります。

(死者・行方不明者679人、負傷者1,836人)

(3) 日向灘を震源とする地震

○国の地震調査研究推進本部(平成17年9月)が公表した、日向灘の地震を想定した強震動評価で、震度5強以上が予測される観測地域は以下のとおりです。

震度6弱 宿毛市、土佐清水市、大月町

震度5強 四万十市、三原村

- 日向灘を震源とする地震により発生する津波で、被害が発生する可能性があります。
- ◇今後30年以内の発生確率：10%程度

(4) 海外など遠隔地で発生した地震による被害

- 昭和35年チリ地震津波は、地震の約1日後、津波が日本の各地に押し寄せ、本県においても、家屋が倒壊したり、床上、床下浸水が発生しました。
- 平成22年チリ中部沿岸の地震による津波でも、日本各地に押し寄せ、本県においても須崎港で約1.3mの津波を観測しました。
- 平成23年東北地方太平洋沖地震による津波は、地震発生当日に日本の各地に押し寄せ、本県においても須崎港で約2.8mの津波を観測するなどしました。

3 林野火災

- 森林率が高い本県は、林野火災発生の可能性が高く、急峻な山地での水源の確保が困難なため、大規模な火災に発展することがあります。
- 近年で大きな被害を受けた事例
 - ◇物部村林野火災 平成5年4月 焼失面積約600ha

4 排出油災害

- 海岸線が長く、足摺岬・室戸岬沖は海の交通の難所となっているため、海上での排出油災害が発生することがあります。
- 近年で大きな被害を受けた事例
 - ◇昭和52年 アル・サビア号（タンカー）重油流出事故
 - 土佐湾沖で流出した大量の重油が沿岸部に接近し、一部は海岸に漂着して漁業等に大きな被害をもたらしました。

第3章 高知県防災会議

高知県防災会議の所掌事務などについて定めます。

1 設置及び所掌事務

○災害対策基本法に基づき、高知県防災会議を設置し、その所掌事務を定めます。

○所掌事務は次のとおりです。

- (1) 高知県地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 知事の諮問に応じて県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、知事に意見を述べること
- (4) 県の地域に係る災害が発生した場合において、災害復旧に関し、県、市町村及び防災関係機関の連絡調整を図ること
- (5) (1)～(4)までに掲げるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 組織及び運営

○高知県防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法及び高知県防災会議条例、高知県防災会議運営要綱の定めるところによります。

第4章 防災関係機関

防災関係機関は、その責務を果たすため相互に連携・協力しながら防災にかかる事務又は業務を遂行します。

第1節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災業務の実施に関して次の責務を負います。

1 県

- 県は、法令及びこの計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行います。
- 特に南海トラフ地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織〔高知県南海トラフ地震対策推進本部〕を設置し、南海トラフ地震対策の検討や総合的な調整を行い、施策の円滑な推進を図ります。
- また、豪雨をはじめ暴風や高波などの対策を通年を通じて実施するため、全庁を挙げた常設の〔高知県豪雨災害対策推進本部〕を設置し、平時からハード・ソフト両面での豪雨対策などを部局横断的に検討、実施します。
- 被災により市町村が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を市町村に代わって行います。
また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、市町村域、県域を越えた広域防災支援体制を構築します。

2 市町村

- 市町村は、一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、その市町村の地域にかかる市町村地域防災計画を作成して防災活動を実施します。
また、市町村地域防災計画に、住民及び事業者から防災訓練の実施や要配慮者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、市町村地域防災計画に、地区防災計画を定めます。

3 指定地方行政機関

- 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行います。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力します。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

○農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等の公共的団体及び石油等危険物保管施設、津波避難場所として適当な空間を有する施設等の防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施します。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとします。

1 地方公共団体

機関名	処理すべき事務又は業務
県 (警察含む)	<p>高知県の地域に係る以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成支援、その他住民の自発的な防災活動の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 市町村が実施すべき避難の指示及び避難所の開設の代行 (9) 水防その他応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行 (10) 被災者の救助及び救護活動 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 (14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 (16) 災害復旧・復興の実施
市町村 (消防含む)	<p>各市町村の地域に係る以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成、その他住民の自発的な防災活動の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 避難の指示及び避難所の開設 (9) 消防、水防その他応急措置 (10) 被災者の救助及び救護活動 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の保健衛生及び応急教育 (14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 (15) 災害復旧・復興の実施

2 指定地方行政機関

中国四国管区 警察局 四国警察支局	(1) 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 (4) 警察通信の確保及び統制 (5) 管区内各県警察への気象警報等の伝達
四国財務局 高知財務事務所	(1) 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 (2) 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 (3) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 ①預貯金の払戻及び中途解約 ②手形交換、休日営業等の配慮 ③応急資金にかかる融資相談 ④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ⑤その他非常金融措置 (4) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け (5) 地方公共団体に対する短期資金の貸付け (6) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け
四国厚生支局	(1) 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 (5) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導 (7) 応急用食料・物資の供給に関する支援
四国森林管理局	(1) 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 (2) 国有保安林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の供給 (4) 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 (2) 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等

中国四国産業 保安監督部 四国支部	(1) 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 (2) 危険物等の保安の確保 (3) 鉱山における災害の防止 (4) 鉱山における災害時の応急対策
四国運輸局 高知運輸支局	(1) 災害時における自動車による輸送のあっせん (2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達 あっせん
大阪航空局高 知空港事務所	(1) 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 (2) 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高知海上 保安部	(1) 海上災害に関する警報等の伝達及び警戒 (2) 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 (3) 海上における人命救助 (4) 避難者、救援物資等の緊急輸送 (5) 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 (6) 海上における排出油事故に関する防除措置 (7) 船舶交通の制限、禁止及び整理、指導 (8) 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限、禁止及び荷役の 中止 (9) 海上治安の維持 (10) 海上における特異事象の調査
高知地方 気象台	(1) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限 る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 (2) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 (3) 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推 移及び予想の解説 (4) 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及 啓発
四国総合 通信局	(1) 各種非常通信訓練の実施及びその指導 (2) 高知県非常通信協議会の育成指導 (3) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非 常通信の運用管理 (4) 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 (5) 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	(1) 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 (2) 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 (3) 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康 管理についての指導 (4) 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要 な指導

高知労働局	(5) 労働条件の確保に向けた総合相談 (6) 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 (7) 被災労働者に対する労災保険給付 (8) 労働保険料の納付に関する特例措置 (9) 雇用保険の失業認定に関すること (10) 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること
四国地方整備局	(1) 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 (2) 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 (3) 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 (4) 直轄河川の水質事故対策、通報等 (5) 直轄ダムの放流等通知 (6) 港湾、海岸、空港の建設、改良による災害防止 (7) 港湾、海岸、空港の災害応急対策 (8) 港湾、海岸、空港の災害復旧事業及び排出油の防除 (9) 災害関連情報の伝達及び提供 (10) 防災知識の普及、啓発活動及び防災訓練の実施 (11) 公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援 (12) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
中国四国防衛局	(1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国四国地方環境事務所	(1) 環境保全上緊急に対応する必要のある有害物質等の発生等による染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 (3) 家庭動物の保護等に係る支援に関すること
国土地理院四国地方測量部	(1) 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 (2) 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 (3) 地理情報システム活用の支援・協力 (4) 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 (5) 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 (6) 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

3 自衛隊

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- (2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力
- (3) 災害派遣の実施
 - (被害状況の把握、避難の援助、避難者等の搜索及び救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員及び物資の緊急輸送、給食、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去)
- (4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

4 指定公共機関

西日本電信 電 話 (株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達
(株) NTT ドコモ四国 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
日本郵便(株)	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 通信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日本銀行	(1) 現金の確保及び決済機能の維持 (2) 金融機関の業務運営の確保 (3) 非常金融措置の実施
日本赤十字社	(1) 災害時における医療救護活動及び助産 (2) こころのケア (3) 死体の処理 (4) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (5) 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 (6) 被災者に対する救援物資の配布 (7) 義援金の募集受付 (8) 防災ボランティア活動体制の整備
日本放送協会	(1) 県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報、安否情報の提供 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速 道 路 (株)	(1) 管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客 鉄 道 (株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
四国電力(株) 四国電力送配電(株)	(1) 電力施設の保全、保安 (2) 電力の供給

5 指定地方公共機関

四国ガス(株) (一社)高知県 L P ガス協会	(1) ガス施設の保全、保安 (2) ガスの供給 (3) 避難所への支援
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさん テ レ ビ (株) (株)エフエム高知	(1) 気象警報等の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 県民に対する防災知識の普及 (4) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 (5) 生活情報、安否情報の提供
土佐くろしお 鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
と さ で ん 交 通 (株) (一社)高知県 バ ス 協 会	(1) 災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(一社)高知県 トラック協会	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県 医 師 会	(1) 災害時における医療救護活動 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(一社)高知県 建設業協会	(1) 災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力
(公財)高知 県消防協会	(1) 防災・防火思想の普及 (2) 消防団員等の教養・訓練及び育成 (3) 要配慮者等の避難支援への協力
(公社)高知 県看護協会	(1) 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各都市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(社福)高知 県社会福祉 協議会	(1) 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 (2) 災害時における福祉施設の人材確保の協力 (3) 災害時におけるボランティア活動 (4) 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 (5) 高知県災害福祉支援ネットワーク会議事務局の運営
(株)高知新聞社	(1) 県民に対する防災知識の普及 (2) 災害時における広報活動 (3) 災害時における生活情報、安否情報の提供

第1編第4章

(一社) 高知県歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療救護活動 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各都市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(公社) 高知県薬剤師会	(1) 災害時における薬剤師の派遣 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各都市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動

第5章 住民及び事業者の責務

住民及び事業者は、地域の防災力の向上を図るため、共同して訓練の実施、要配慮者等の避難支援体制の構築等、防災活動の推進に努めます。

1 住 民

○自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動します。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所運営への協力等、防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとします。

2 事 業 者

○事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検及び見直しなどの事業継続マネジメント（B C M）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとします。

○災害時に果たす役割

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 二次被害の防止
- (3) 事業の継続
- (4) 地域への貢献及び地域との共生

第2編 災害予防対策

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強い県づくり

災害に強い県土の整備・まちづくりと安全の確保について基本的な方向を示します。

第1節 防災まちづくり

防災まちづくりにおいては、次の点に特に注意をすることとします。

1 災害に強い市街地の形成

- 市街地の形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮します。

2 風水害を予防する施設整備

- 治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施します。その場合は、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにします。

3 建築物の安全確保（詳細は地震及び津波・災害対策編第5編「重点的な取り組み」）

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施することとします。
- 民間住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により、耐震改修・建替の促進を図ります。

4 ライフライン施設等の機能確保

- 電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築します。
- 県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めます。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努めます。

5 危険物施設等の安全確保

- 発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設な

ど災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化します。

6 液状化への取り組み

○液状化の危険度が高い地域の調査を行い、河川、海岸堤防等の液状化対策の推進を図ります。

また、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努めます。

第2節 建築物等災害予防対策（詳細は、地震及び津波・災害対策編第5編）

地震直後の強い揺れから身を守るために、建築物等の整備を図ります。

1 建築物等の耐震性の向上

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物の耐震化を計画的に進めます。
- 民間住宅の耐震対策を支援します。
(県、市町村)

2 家具等の転倒防止

- 地震時の本棚や食器棚などの転倒防止方法に関する普及啓発を図ります。
(県、市町村)

3 落下や倒壊防止

- ガラスの飛散防止などに関する普及啓発を図ります。
- ブロック塀等の耐震対策を支援します。
(県、市町村)

第3節 災害に強い土地利用の推進

計画的な開発、環境整備を推進し、災害に強い土地利用を図ります。

1 公園、緑地等の整備対策

- 市街地の公園、緑地、緑道等は災害時の避難路、避難地、消防活動等の拠点として果たす役割が大きく、計画的な整備を促進します。
(県、市町村)

2 市街地浸水防除施設対策

(県、市町村)

- 宅地造成開発の指導、施設整備などにより市街地の浸水対策を促進します。

- (1) 宅地造成開発の指導
◇市街地浸水防除の視点から宅地造成開発の適切な指導を実施します。
- (2) 下水道等の整備
◇市街地の排水不良地区の解消等のため、都市下水路及び公共下水道事業の整備促進を図ります。
- (3) 防災上重要な施設
◇劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する施設の安全性の確保に配慮します。
- (4) 地下施設の浸水対策
◇施設管理者並びに県、市町村等は、建築物の地下施設や地下街等を、浸水被害から守るための防水扉並びに防水板及び排水施設などの施設整備に努めます。

3 土地利用に関する規制、誘導

- 市街地形成の誘導・建築の制限などにより安全な土地利用を図ります。

- (1) 災害危険区域等の市街化の抑制
◇県は、浸水による災害の危険のある土地及び水源を涵養し、土砂の流出を防ぐなどのために保全する必要のある土地の区域については、市街化調整区域に指定する等により市街化を抑制します。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、様々な建築の制限を幅広く検討します。
(県、市町村)
- (2) 安全な都市環境形成の誘導
◇県及び市町村は、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図ります。

(県、市町村)

◇市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけます。

(市町村)

◇県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、盛土に危険が確認された場合には、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行います。

(県)

◇県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行います。

(県)

(3) 災害危険区域での建築行為の禁止等

◇急傾斜崩壊危険区域等の指定

急傾斜崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止若しくは制限をします。

◇がけ地付近の建築物についての制限

建築基準法に基づく条例の規定により、がけ地付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限します。

◇保安林等の指定

人家、公共施設等保全対象の多い危険個所を優先に保安林又は保安施設地区に指定を行い、立木の伐採や土地の形質の変更を規制します。

4 移転の促進

○市町村は、制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図ります。

第4節 土砂災害を予防する施設整備

土砂災害を防止するための施設を整備します。

1 土石流対策（堰堤工、流路工、山腹工）

- 吉野川等一級河川、鏡川等二級河川及びその他の河川流域において、荒廃が著しい箇所で土石流防止の工事を実施します。

2 地すべり対策（排水ボーリング、水路工、トンネル工、擁壁工等）

- 吉野川等一級河川、鏡川等二級河川及びその他の河川流域において、地すべり防止の工事を実施します。

3 急傾斜地崩壊対策（擁壁工、排土工、排水路工、流末処理工等）

- 土砂災害警戒区域等において、斜面崩壊から人命を守るための工事を実施します。

第5節 山地災害・農地災害を予防する施設整備

山地における災害と、農地及び農業用施設の災害を防止するための施設を整備します。

1 山地災害

- 荒廃危険地に対し復旧、予防対策を進めます。
- 地すべり防止対策を進めます。
- 水源涵養機能等の向上を図ります。
- 保安林指定の拡大を図ります。

2 農地災害

- 規模が大きい地すべり、湛水、ため池整備の農地防災事業を推進します。
- 農地の侵食及び崩壊、用排水路等の農地防災事業を推進します。

(市町村)

第6節 風水害を予防する施設整備

河川・海岸・港湾・漁港等における洪水・高潮などの災害を防止するための施設を整備します。

1 河川・ダム管理施設

- (1) 河川整備基本方針・河川整備計画を早期に策定し、河川整備計画に基づく整備を推進します。
- (2) 過去の大水害に対する再度災害の防止を柱に、主要河川、災害の著しい河川、流域の開発が著しい都市河川の整備を促進します。
 - 浦戸湾、浦の内湾流域河川の高潮対策事業
 - 直轄河川、渡川、仁淀川、物部川の直轄改修事業
 - 都市域の小河川を主とした準用河川の整備
 - 既存の河川管理施設の機能増進
- (3) ダム建設事業を推進し、下流の治水安全度を向上します。

2 海岸保全施設

- (1) 過去の台風等から想定される高潮と30～50年確率波浪を想定して整備をします。
 - 堤防、護岸、離岸堤、消波工等の施設整備
- (2) 侵食の激しい海岸においては、越波防止のため堤防のかさ上げ、消波工等の整備を進める。また、離岸堤・突堤及び養浜等の整備を進め、前浜の保全に努めます。

3 港湾・漁港管理施設

- (1) 波浪による災害を防止するため、防波堤等の整備をします。また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強に努めます。

第7節 風水害予防活動

通年で、平時から、危険箇所の早期発見など災害の発生を未然に防ぐ活動や、ハード・ソフト両面での風水害対策を推進するため、[高知県豪雨災害対策推進本部]を設置し、県全体の風水害への能力を高め、部局横断的な体制で予防活動を推進します。

1 水害の予防措置

(1) 河川・海岸・港湾・漁港の維持管理

- 水防計画に基づき河川堤防等の巡視に努めます。
 - ◇危険箇所の早期発見
 - ◇河川及び海岸の不法使用等の取り締まり
 - ◇危険と認められた箇所は早急に応急対策を実施し、必要な修復をします。
　　{河川（水路含む）管理者及び海岸の管理者}
- 施設の維持管理を徹底します。（ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め等）
 - ◇構造の安全確保（河川管理施設等）
　　水位、流量、地形、地質、河川及び波等の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するための措置を講じます。
 - ◇操作規則
　　河川管理施設の操作規則を定め、その維持管理を徹底します。
 - ・洪水を調節する施設
 - ・洪水を分量させる施設
 - ・治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止若しくは流水調整施設

○ダム、堰、水門等の施設に危険箇所を認めた場合の措置

- ◇河川管理者は、必要な事項を関係市町村及び警察に通知します。
- ◇河川管理者は、関係市町村を通じて住民に通知します。
- ◇住民は、危険箇所を発見したとき最寄の市町村に通報します。市町村は、管轄する河川管理者に通報します。

○河川の流水、流量等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理を徹底します。

- ◇流水及び河川区域内の土地の占有
- ◇河川区域内の土石の採取または掘削、工作物の構築等
- ◇河川における竹木等の流送
　　（河川及び水防管理者）

○海岸及び港湾のコンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進します。

(2) ため池、可動ゲート等農業用施設の維持管理

- 市町村等施設の管理者は、平常から点検、整備を十分行い危険箇所の早

期発見に努めます。

○市町村等施設の管理者は、出水時の貯水制限等の措置を定めます。

○施設の維持管理に必要な事項を予め施設の管理者に通知します。

○住民の避難対策の確立について施設の管理者に協力します。

(3) 道路の管理

○道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めます。

2 土砂災害の予防措置

○国及び県は、危険個所について調査・研究し、その実態把握に努めるとともに、その資料、情報を市町村及びその他の関係機関に提供します。

○市町村は、土砂災害危険個所等の情報について住民に周知するなど、防災知識の普及啓発に努めます。

第8節 ライフライン等の対策

各施設管理者は、洪水、地震・津波に対する機能維持を図ります。
さらに、応急復旧体制の整備を図ります。

1 電 力

- 水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講じます。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備します。
- 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定します。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図ります。

2 ガス

(1) 都市ガス

- 新規埋設する管は、耐震性に優れ、耐食性の高いものに富む素材とします。また経年管についても計画的に更新します。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 災害復旧用資機材・車両等の確保や緊急時の輸送体制を確保します。
- 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の、臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定します。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図ります。

(2) L P ガス

- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 事業所の耐震化、浸水対策、L P ガス容器の流出防止対策に努めます。
- L P ガス容器について、転倒流出防止措置及びガス漏えい防止措置を実施します。

3 上水道

- 管路の多重化等によりバックアップ体制を構築します。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備を図ります。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図ります。

4 下水道

- 特に重要な管路については、バックアップ機能の導入を検討します。
(施設の複数化や雨水管渠の活用等)

- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保します。
- 施設、設備等の管理図書の分散、保管を図ります。

5 工業用水道

- 管路の保安対策、バックアップ機能を検討、導入します。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保します。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図ります。

6 通 信

- 通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図ります。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保します。
- 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図ります。

第9節 火災予防対策（詳細は火災及び事故災害対策編第1章）

地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図ります。

また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図ります。

さらに、地震発生時に現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図ります。

1 地域や職場における消火・避難訓練

- 家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により徹底を図ります。
(市町村、消防機関)

2 民間防火組織の育成

- 自主防災組織、女性防火クラブ、幼年少年消防クラブの育成を図ります。
(市町村、消防機関)

3 予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

- 計画的に予防査察を実施し、火災発生の危険がある個所を明らかにし、火災の未然防止を図ります。
(消防本部等)
- 建築物の不燃化を促進します。
(県、市町村、消防本部等)

4 消防力の強化

- 災害発生時に、現有消防力を最大限に活用し、被害を最小限に軽減することを目的とする総合的な消防計画を策定します。
- 消防計画策定にあたっては、特に次の点に注意するものとします。
 - ◇教育訓練計画（消防職員及び消防団員の教育訓練）
 - ◇情報計画（災害状況の把握及び関係機関への報告・通報）
 - ◇避難計画（関係機関と連携した避難の誘導）
 - ◇消火計画（自主防災組織など地域住民と連携した消火）
 - ◇救助救急（自主防災組織など地域住民と連携した救助救命）

第10節 危険物等災害予防対策（詳細は火災及び事故災害対策編第10章）

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物など洪水・地震・津波発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取り扱いの安全性の向上を図ります。

1 講習会、研修会等の実施

- 関係団体と協力して講習会、研修会等を実施します。
(県、消防本部等)

2 防災訓練の実施

- 施設管理者、市町村、消防本部等が連携し、防災訓練を実施します。
(県、市町村、消防本部等)

3 施設の整備

- 調査や検査を実施し、洪水・地震動・津波に対する安全性の確保を図ります。
(県、消防本部等)

第2章 地域防災力の育成

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを充実する必要があり、その実践を促進する県民運動を展開し、防災教育などを通じた防災知識の普及と、県民参加による実践的な防災訓練の実施を進めることにより「自らの命は自らが守る」ひとつづくりを図ります。

自主防災組織を育成し、消防団を中心とした地域防災力の向上を図るなど、住民主体の取組を支援・強化します。特に、要配慮者の特性や被災時の男女のニーズの違い、地域の多様な視点等を反映した地域づくりを検討します。

また、ボランティアなど自発的な支援への環境整備を図ります。

第1節 防災知識の日常化

全ての県民の皆さんのが、防災に関する知識を常識として持つための取組みを進めます。

1 防災教育の実施

○これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進します。こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を進めることにより、県全体の防災力の向上を図ります。

○発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進します。

(県、市町村)

○学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進します。

(県、市町村)

○私立学校も含め教職員の防災研修を推進します。

(県、市町村)

2 災害教訓の伝承

○過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めます。

(県、市町村)

○災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。

(県、市町村)

○県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災

害教訓を伝承する取組を支援するものとし、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めます。

(県、市町村、住民)

3 防災に関する広報の実施

○防災関係機関は、自ら実施する取り組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施するものとします。

○広報内容の例

- | | |
|----------|--|
| (知 識) | ○各機関の実施する防災対策
○災害の基礎知識
○地域の災害特性・危険場所 |
| (災害への備え) | ○指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
○家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策
○防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加
○3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の物資の備蓄
○非常持ち出し品（マスク、体温計、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
○自動車へのこまめな満タン給油
○警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難場所での行動の確認
○災害時の家族内の連絡体制の確認 |
| (災害時の行動) | ○身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法
○要配慮者への支援、配慮
○情報の収集方法
○生活再建のための被災状況の記録 |

4 危険物を有する施設などにおける防災研修

○危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進します。

(市町村及び消防本部等)

5 防犯の視点を取り入れた防災研修

○被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進します。

第2節 実践的な防災訓練の実施

地域の災害特性を考慮し、実状に即した実践的な防災訓練を実施します。訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。

1 初動体制の確立訓練の実施

○災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施します。

2 現地訓練の実施

○災害発生時に実際に行うことの検証をすることを目的として、現地訓練を実施します。

3 情報収集・伝達等に関する訓練の実施

○情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施します。

4 図上訓練の実施

○様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施します。

(県、市町村)

5 広域訓練

○他県及び他市町村と密接に連携を図りながら、広域訓練を実施します。

(県、市町村)

6 要配慮者等へ配慮した訓練

○住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障害者などの要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違い等、様々な視点に十分配慮するよう努めます。

(県、市町村、自主防災組織等)

第3節 自主的な防災活動への支援

土砂災害や南海トラフ地震などから生命を守るために、住民の皆さんがあら身を守る行動していただくとともに、地域での支え合いや助け合いが重要となります。

地域での自主的な防災活動への支援を行います。

1 自主防災組織の育成

- 地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行います。
この際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努めます。
(県、市町村、消防機関)

2 自主防災活動のリーダーの育成

- 地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象とし、研修を実施します。

3 自主防災組織の育成手法

- 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- 自主防災組織の必要性についての広報
- 防災訓練、研修会等の実施への支援
- 啓発資料の作成
- 地域防災施設の整備支援

4 自主防災組織の役割と活動内容

(1) 自主防災組織の役割

- 自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないもの
 - ◇地域で起きる災害について正しい知識を広める取組み
 - ◇災害発生時に安全に避難する取組み(詳細は第3章第4節)
 - ◇高齢者など要配慮者への支援

(2) 自主防災組織の活動

- 上記「重要な役割」以外の取組みは、自主防災組織で話し合って、どの活動を行うのか決めます。

○平常時の活動

- ◇災害に関する知識の普及
- ◇地域における危険箇所の把握と周知
- ◇地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- ◇防災訓練の実施
- ◇高齢者、障害者等の要配慮者の把握
- ◇家庭における防災点検の実施
- ◇情報収集・伝達体制の確認
- ◇物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検

○災害時の活動

- ◇集団避難、要配慮者の避難誘導
- ◇地域住民の安否確認
- ◇救出・救護の実施
- ◇初期消火活動
- ◇情報の収集・伝達
- ◇給食・給水の実施及び協力
- ◇避難所の運営に対する協力

5 自主防災組織と消防団・防犯活動団体・その他民生委員等の避難支援等関係者との連携

- 自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図ります。
- 防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体や福祉関係者との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図ります。

第4節 事業所による自主防災体制の整備

事業所は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努めます。
(市町村、消防本部等、事業者)

1 災害時に事業者が果たす役割

○従業員や利用者等の安全確保

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めます。

○地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力

○事業の継続

○二次災害の防止

2 事業所の自衛防災組織の防災活動

(1) 平常時の自衛防災組織の活動

○防災訓練の実施

○施設及び設備等の整備

○従業員等の防災に関する教育の実施

○防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成

○地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力

(2) 災害時の自衛防災組織の活動

○情報の収集伝達

○避難誘導

○救出救護

○地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

3 県及び市町村の支援

○県及び市町村は、事業者が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進めます。

第5節 要配慮者への対策等

災害発生時に身を守るために配慮が必要な方々への対策を進めます。対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者及び避難行動要支援者の特性及び男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

1 在宅の要配慮者及び避難行動要支援者への支援

- (1) 市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、安否確認等を行うための措置について定めます。
(市町村)
- (2) 市町村地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとします。
また、避難行動要支援者名簿については、実態を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、名簿情報の適切な管理に努めます。
(市町村)
- (3) 市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。
また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、個別避難計画情報の適切な管理に努めます。
(市町村)
- (4) 市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、個別避難計画などを策定して、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとします。その際には、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を行います。
(市町村)
- (5) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の

避難支援体制の整備など、必要な配慮を行います。

(市町村)

(6) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めます。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。

(市町村)

(7) 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送する方法等についてあらかじめ定めるよう努めます。

(市町村)

(8) 県は、市町村の実施する在宅の要配慮者及び避難行動要支援者への支援が円滑に行われるよう支援します。

(県)

2 社会福祉施設等における防災対策

(1) 実態把握と継続的な防災対策

○安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握します。

○関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成し、防災対策に取り組みます。

○実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組みます。

○職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した訓練の実施等の防災対策に継続的に取り組みます。

(施設管理者)

(2) 施設・設備の安全確保対策

○施設の耐震化に努めます。

○津波による浸水のおそれのある地域に所在する施設は高台への移転等を検討します。

○立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施します。

◇火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備

◇非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等

◇垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の設備など

○安全管理に努めます。

◇危険物の管理

◇家具及び書棚等の転倒防止対策

(施設管理者、県、市、消防本部等)

○新型コロナウイルス感染症等の発生に備え、マスク等の衛生用品を備蓄します。

(3) 施設入所者の避難対策

○地域の災害特性の把握

◇施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努めます。

○施設入所者の避難計画の作成

◇夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成します。

◇夜間の勤務者数での訓練等や実践的な避難訓練を実施します。

◇災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施します。

◇消防機関や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進めます。

○長期的な避難と広域連携

◇入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備します。

◇広域的な避難に備え、県内及び県外の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努めます。

○介護職員等の応援派遣体制、受援体制の整備

◇避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努めます。

◇各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努めます。

(施設管理者、県、市町村、事業者団体、住民)

(4) 防災関係機関との連携

○県は、要配慮者入所施設等の被災後の状況を想定し、代替的なものも含め所在市町村及び施設管理者との連絡体制を確立します。

(県)

○消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導及び助言を行います。

(消防本部等)

3 訪日外国人旅行者等の安全確保

○旅館、ホテル等の宿泊施設管理者とも連携し、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めます。

(県、市町村、施設管理者)

第6節 消防団を中心とした地域の防災体制

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行います。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進めます。

1 市町村

(1) 体制整備

○青年層及び女性層の消防団への参加を促進する等により消防団員の確保を図ります。

(2) 教育訓練

○消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行います。

(3) 環境整備

○消防団の施設及び装備を充実し活動環境の整備に努めます。

○被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解及び協力が得られるように努めます。

(4) 住民に対する消防団活動の周知

○市町村広報誌等を活用し消防団活動の周知を図ります。

(5) 自主防災組織等との連携

○消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たします。

2 県の役割

○県は消防学校において、消防団員の教育訓練を行います。

第7節 自発的な支援を受け入れるための環境整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために実施できなくなる場合があります。

そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなります。

こうした自発的な支援の環境整備を進めます。

1 関係者相互の連携の強化

○NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政など災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行います。

2 自発的な支援を担う人材の育成

○ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行います。
(日本赤十字社、社会福祉協議会、県、市町村)

3 ボランティアの受け入れと活動支援

○災害発生時には、市町村の災害ボランティアセンターが活動しやすい環境をつくるため、「高知県災害ボランティア活動支援本部」を設置します。

高知県災害ボランティア活動支援本部

- ①組織員（高知県社会福祉協議会、NPO高知市民会議、日本赤十字社高知県支部などの災害ボランティア関係団体）
- ②活動内容

行政の災害対策本部と連携し、次の活動をします。

- ◇災害ボランティアセンターへのコーディネーター派遣
- ◇活動資金・資機材の調達
- ◇ボランティア募集などの広報
- ◇災害ボランティアセンター間の調整支援
- ◇県内外関係団体との連携による支援

○県及び市町村は、住民やNPO・ボランティア団体等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとします。

4 ボランティアの活動拠点

○市町村は、災害時に備え次の計画を作成します。

- ◇ボランティア活動のための拠点のあっせん又は提供
- ◇必要な資機材の貸し出し

5 日本赤十字社高知県支部

- 日本赤十字社高知県支部は、次の活動を推進します。
 - ◇防災ボランティア（奉仕団）組織の育成強化
 - ◇訓練の実施
 - ◇ボランティアの事前登録
 - ◇他団体と連携した各種防災活動への協力

6 (社福)高知県社会福祉協議会

- (社福)高知県社会福祉協議会は、次の活動を推進します。
 - ◇市町村の災害ボランティアセンター設置・運営に向けた体制強化の支援
 - ◇県域における災害ボランティア関係団体の連携体制の構築
 - ◇高知県災害ボランティア活動支援本部の設置・運営に向けた体制強化

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

防災施設管理者、住民、市町村の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示します。

第1節 防災施設の限界と避難開始の時期

災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進めます。

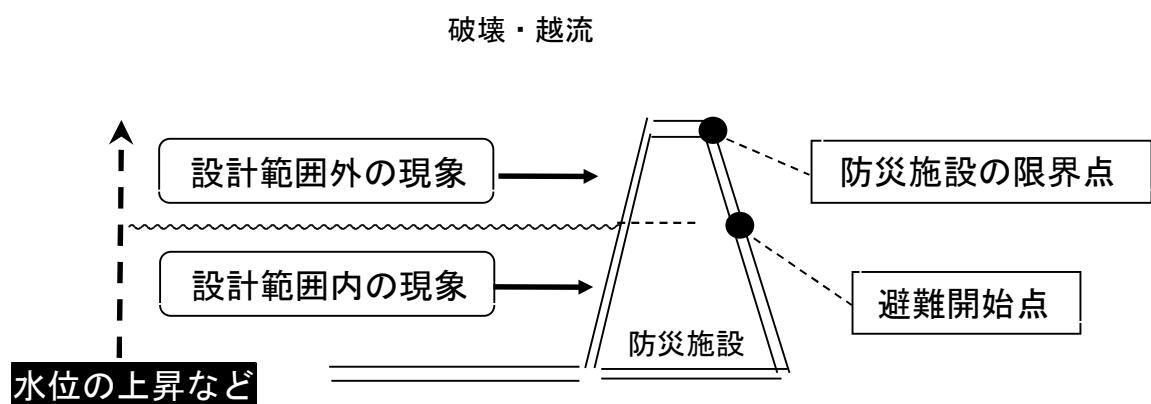
1 防災施設の限界点

- 防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定するよう努めます。
- 防災施設の限界点の考え方

自然現象が、施設の防御能力を越えることで災害は発生します。施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ（水位など）について、日常から市町村、消防団及び地域住民に周知し、施設が限界に達する前に住民が安全に避難ができるようにしようとするものです。

防災施設の限界点 防災施設の設計範囲を越える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」と設定します。

避難開始点 防災施設の限界点に達する手前の段階で設定します。



2 被害の及ぶ範囲

- 防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努めます。
- 国土交通大臣は、洪水予報を実施する河川（物部川、仁淀川、四万十川）及び水位情報の通知・周知を行う河川（宇治川、後川、中筋川）において、浸水想定区域及び水深の公表を行っており、これらについて必要と認められる場合には変更を行います。
- 知事は、水位情報の通知及び周知を行う河川（鏡川、国分川、松田川、宇治川）において、浸水想定区域及び水深の公表を行っており、これらについて必要と認められる場合には変更を行います。
- 知事は、土砂災害警戒区域の指定等に必要となる基礎調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定します。

3 避難開始の基準

- (1) 防災施設の管理者は、避難開始の点を設定するよう努めます。

ため池など農業用施設	施設ごとの避難開始条件の設定
土砂災害防止施設	警戒避難基準雨量の設定
海岸保全施設	高潮・波浪に対する避難開始条件の設定
河川堤防等	避難判断の基準となる水位の設定
道路	交通規制開始雨量の設定

- (2) 避難開始の時期がわかりやすい表現

○防災施設の管理者は、雨量や水位などを使って、住民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示します。

第2節 危険性の周知

防災施設の危険性に関する情報について、日常と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示します。
(市町村、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部)

1 事前の周知

- (1) 施設管理者は、施設の限界点と避難開始点などの危険性に関する情報を市町村等関係機関に提供します。
- (2) 市町村は、ハザードマップ等を作成し、危険性に関する情報を、対象となる地域の住民に周知します。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進

に努めます。

2 緊急時の情報提供

- (1) 施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測される時は市町村等関係機関に通知します。
- (2) 施設管理者は、自動的に、直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始の時期を読み取れる設備等の整備を進めます。

第3節 避難を可能にするサインの整備

日常時と緊急時に避難開始時期などを知らせるサインの整備を進めます。
(県、市町村)

1 日常から危険性を知らせるサイン

(1) サインの種類（例示）

- 標識
- 避難開始時期を印した水位表示板などの標識
- 過去の災害を伝える津波の碑などのモニュメントや浸水位表示柱
- ハザードマップなど啓発用資料

(2) サインに含めるべき内容（例示）

- 危険性があることの警告
- 災害に関する知識
- 避難開始の時期
- 被害の及ぶ範囲

2 避難場所を知らせるサイン

日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めます。なお、従前に使用していた記号は、日本産業規格の記号に統一するよう努めます。

(1) サインの種類（例示）

- 避難場所を示す標識
- 避難誘導標識
- 夜間に発光する誘導灯や表示板

(2) サインに含めるべき内容（例示）

- 避難場所の所在地・名称
- 避難経路

3 避難の開始を知らせるサイン

(1) サインの種類(例示)

- 防災行政無線や可変道路表示板など施設管理者が状況を判断してから通知するための施設
- 水位と連動したサイレンなど避難開始を自動的に知らせる設備
- 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板などの標識

(2) サインに含めるべき内容(例示)

- 避難開始時期の到来
- 安全な避難の実施に必要な事項

第4節 自主的な避難

住民は、災害から安全に避難できるよう、避難開始のサインづくりや避難方法の検討に取組みます。

1 避難方法についての話し合い

(1) 住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、次のような取り組みを進めます。

- 地域の災害についての正しい知識の取得
- 地域の危険箇所の調査
- 避難場所の検討
- 避難経路の検討
- 避難行動要支援者と一緒に避難する計画づくり

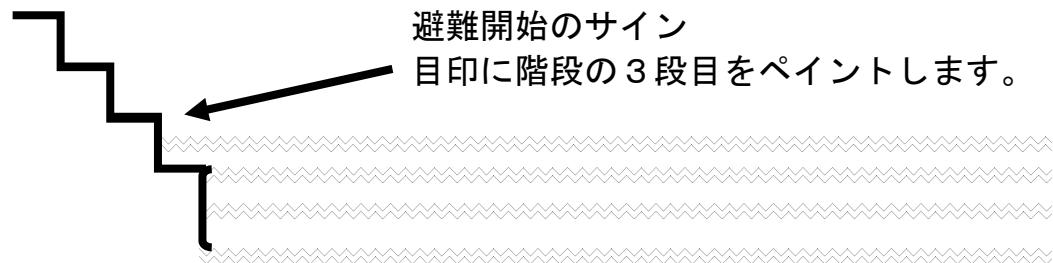
(2) 住民は、市町村の避難誘導計画づくりに参画します。

2 避難開始のサインづくり

○避難開始のサインとは

- 現在の科学技術では、土砂災害の発生などを予測することは困難です。行政が科学的に避難開始時期を示せるケースは少ないので、住民はいつも避難を始めたら間に合うのかわかりません。
- 行政は、観測機器の整備を進めていますが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民の方がはるかに早く、正確に危険を察知することができます。
- 住民が自らの経験などから決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難する取り組みを進めようとするものです。

(例) 避難開始のサイン 「〇〇川の階段の上から3段目が浸かったら」



(1) 住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始のサインづくりを進めます。

- 過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合って避難開始のサインをつくります。
災害の体験など

- ◇過去の洪水の浸水位、雨量
- ◇土砂災害が起きたときの雨量
- ◇津波が来た位置を示す石碑
- ◇災害の前兆現象（沢の濁りや落石など）
- ◇防災関係機関の助言
 - ・河川など施設管理者の助言
 - ・防災関係機関の調査（津波浸水予測など）
 - ・気象警報
 - ・土砂災害警戒情報
 - ・指定河川（物部川・仁淀川・四万十川）洪水予報
 - ・ハザードマップ等の広報資料

- 避難開始のサインは、地域に周知します。

- 災害時に確認するための「サイン」を、水路などに取り付けます。

(2) 市町村及び防災施設の管理者は、住民のサインづくりを支援します。

- 避難開始のサインの設定に対する助言

- 「サイン」取り付けへの協力
(市町村、防災施設管理者)

第5節 避難計画

市町村は、避難計画を予め策定します。

1 住民との話し合い

(1) 地域の危険性の周知

○防災マップ等を活用し、地域住民に災害の特性を説明します。

洪水、土砂災害警戒区域、津波浸水予測等

(2) 避難場所の指定など

○市町村は住民の意見を反映して避難場所及び避難所の指定などを行ないます。

◇避難場所の指定

◇避難所の指定

◇避難経路

◇住民等への連絡方法

◇その他必要な事項

2 避難計画の作成

(1) 市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所等、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ定めておきます。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めます。

(2) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

○市町村は、防災情報協力員を設けるなどにより、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努めます。

(3) 警戒を呼びかける広報活動

○市町村は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努めます。

○市町村は、気象警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討します。

(4) 避難指示等の判断基準

○市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努めます。

○避難指示等の発令基準については、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」を参考にして、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報・指定河川洪水予報等の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とします。

- 土砂災害については、土砂災害警戒情報等が発表された場合に避難指示等を発令することを基本とした具体的な基準を設定するものとします。
- 洪水予報河川以外の中小河川についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとします。
- 避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとします。
- 県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとします。
- 施設管理者の助言
防災施設の管理者は、市町村の避難指示等の判断基準の設定に対し助言します。

(5) 消防団による避難誘導の計画

- 市町村は、消防本部等と連携し、消防団による住民の避難誘導の計画を作成するよう努めます。

(6) 国土交通大臣が浸水想定区域を指定済及び指定する河川並びに高知県知事が浸水想定区域を指定する河川がある場合

- 市町村は、浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に記載するとともに、避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配付等により周知します。

- 市町村は、浸水想定区域内に地下街等及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう洪水予報の伝達方法を定めます。

- 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を市町村長に報告するものとします。

(7) 土砂災害警戒区域の場合

- 市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、以下の情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を定め、市町村地域防災計画に記載するとともに、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その

他円滑な警戒避難を確保する上で警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知します。

ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮をする者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ) 救助に関する事項

カ) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

○市町村は、土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮をする者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めます。

○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を市町村長に報告するものとします。

(8) 市町村は、(3)～(7)を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知します。

3 消防本部・警察署との連携

(1) 消防本部等

○市町村の避難計画作成を支援します。

○市町村の避難計画と整合のとれた消防職員の活動を計画します。

(2) 警察署

○市町村の避難計画を把握し、整合のとれた支援策を検討します。

4 避難訓練の実施

○市町村は、消防本部等と連携し住民と消防団による避難訓練を実施します。

5 避難についての広報

○市町村は広報誌などにより避難計画を周知します。

第6節 避難体制の整備

市町村は、緊急的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所等の整備などを進めます。

1 一時的な避難

- (1) 市町村は、災害対策基本法に基づき、災害の種別ごとに、災害及び二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を避難場所として指定します。
- (2) 避難場所へ通じる避難路を選定します。

避難路の選定基準

- 危険のないところ
 - ◇土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと
 - ◇延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと
 - ◇地下に危険な埋設物がないこと
 - ◇耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと
- 自動車の交通量がなるべく少ないこと
- 避難場所まで複数の道路を確保すること
- 避難路は相互に交差しないこと

(3) 地域住民の参画

- 避難場所や避難路の選定は、地域住民の参画を得て行ないます。

(4) 広域避難

- 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとします。

- 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の市町村との広域協定締結などにより、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。

(5) 避難誘導や避難場所のサインの設置を推進します。

- 避難所（場所）を示すサイン、案内板の設置
- 避難場所へ誘導するサインの設置
- 誘導灯など夜間に確認できるサインの設置

2 長期的な避難

- (1) 市町村は、災害対策基本法に基づき、一定期間の避難生活ができる施設を避難所として指定します。
- (2) 市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として避難所を指定するよう努めます。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めます。
- (3) 避難所の運営方法について予め定めておきます。
 - 避難所の管理運営に関すること
 - 避難住民への支援に関すること
- (4) 避難所に必要な施設・設備・機器の整備に努めます。また、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めます。
市町村で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応します。
 - 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し用器具、LPガス等
- (5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めます。また、市町村の防災担当部局と福祉保健所と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めます。
- (6) 福祉避難所の確保の他、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努めます。
- (7) 県及び市町村は、マニュアルの作成、避難所運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとします。住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に運営できるように配慮するよう努めます。

3 応急仮設住宅供給体制の整備

- (1) 建設可能な用地を把握しておきます。
- (2) 建設に要する資機材について調達計画を作成します。
- (3) 関係団体と連携し、供給可能量等を把握します。
(県、市町村)

4 公営住宅、空家等の把握

- 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努めます。
(県)

5 防災上重要な施設の避難計画

- 防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施して万全を期します。

(1) 学校

- ◇地域の特性等を考慮します。
　　避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法
- ◇義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定します。
　　避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

(2) 教育行政機関

- ◇義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定します。
　　避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

(3) 病院

- ◇患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定します。
　　収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法

(4) 興行場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設

- ◇多数の避難者の、集中や混乱に配慮した避難誘導計画

第4章 災害に備える体制の確立

県、市町村等の防災関係機関は、災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努めます。

第1節 災害対策本部

災害対策本部について、必要な事項を定めます。

1 高知県災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置及び解散の決定者

○災害対策本部の設置及び解散は、知事（本部長）が決定します。

(2) 知事（本部長）の代行

○知事が不在、又は連絡不能の場合には、副知事が代行するなど、別に定めます。

(3) 災害対策本部設置の決定

○県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事がその必要を認めるときに設置します。

○原則として防災担当課長の収集した気象予警報、被害情報等に基づき、防災担当部長の報告の基に、知事が状況判断をし、決定します。

(4) 具体的な設置の基準

①次のような災害の発生のおそれがあり、かつ、下記の②に該当すると予測されるとき

◇台風が接近し、被害の発生がほぼ確実であるとき

◇集中豪雨が発生し、被害の発生がほぼ確実であるとき

②発生した災害が次のいずれかに該当するとき

◇発生した災害が市町村域を超えて、広域に渡るとき

◇発生した災害の規模が大きく、市町村のみで処理することが困難と認められるとき

③震災時の設置については、「地震及び津波災害対策編第3編災害応急対策」において定めます。

(5) 災害対策本部の解散

○災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと知事が認めるときに解散します。

(6) 設置、組織、運営及び所掌事務等

○災害対策本部の設置、組織、運営および所掌事務は、「高知県災害対策本部条例」、「高知県災害対策本部規程」又は「高知県災害対策本部運営要綱」で定めるところによります。

(7) 水防本部との関係

○災害対策本部を設置したときは、水防本部等他の法令に基づき既に設置されている組織は、災害対策本部の中の組織として一体化します。

(8) 現地災害対策本部

○災害が発生し、災害対策本部を設置した場合において、地勢及び状況等を考慮して、本部長（知事）の判断により、必要に応じ被災地に現地災害対策本部を設置します。

○現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置きます。

○現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから知事（本部長）が指名する者を充てます。

○現地災害対策本部は、現地で指揮することが適當と認められる災害対策本部の事務の一部を行うとともに、事務の所掌について必要があるときは、現地災害対策本部長が定めます。また、組織及び運営については、災害対策本部に関する規定を準用します。

(9) 国の非常（緊急）災害対策本部との連携

○国の非常（緊急）災害対策本部が設置された場合は、県の災害対策本部は、密接な連携のもとに応急対策に努めます。

(10) 市町村災害対策本部との連携

○市町村災害対策本部が設置された場合は、県の災害対策本部は、密接な連携のもとに応急対策に努めます。

2 配備基準と動員体制

(1) 配備基準

○災害の程度に応じ配備基準を定めます。（別表）

(2) 動員体制

○各課室及び出先機関は次の手順により動員計画を作成します。なお、災害対策本部事務局及び保健医療調整本部においては、あらかじめ災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めます。

①配備体制ごとに必要な実施事項を整理します。

②配備体制ごとの実施事項を円滑に行うために必要な動員数を決定します。

③動員計画を作成し、該当職員に職務分掌を周知します。

3 配備要員の初動の確保

○配備基準に該当する災害が発生したときは、自動呼出しシステムによる呼び出し及び当直職員からの連絡により職員を招集します。

○夜間、休日等の勤務時間外においては、職員による宿日直体制を整備し、迅速な初動体制を確立します。

○夜間、休日等の勤務時間外においては、配備基準に該当する災害が発生し

たときは、当直職員からの連絡により、直ちに登庁します。

○甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、参集可能な最寄りの出先機関又は本庁関係課に参集します。

風水害時等の配備基準及び動員体制 (別表)

配備体制	配 備 基 準	動 員 体 制	実 施 事 項
第1配備 警戒体制	県内に気象等警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○風水害関係課（注1） ○風水害関係課が定める出先機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起
第2配備 警戒本部体制	台風が接近するなど厳重な警戒が必要なとき	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○本部連絡員 ○風水害関係課 ○風水害関係課が定める出先機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第3配備 災害対策本部体制	台風や集中豪雨等により下欄に該当する被害の発生がほぼ確実であるとき	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起及び被害状況の調査・報告 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第4配備 災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ○被災区域が市町村域を超える場合 ○被災規模が大きく当該市町村のみでは処理することが困難と認められる場合 	高知県災害対策本部規程第5条別表4に定められている分掌事務を実施するため必要な人員	高知県災害対策本部規程第5条別表4に定められている分掌事務

(注1) 風水害関係課：治山林道課、漁港漁場課、河川課、防災砂防課、道路課、公園下水道課、港湾・海岸課

- 各部局の動員体制については、参考基準ごとに、実施事項を円滑に行うために必要な人員を年度当初に定めるものとします。（本部連絡員が4月末日までに危機管理・防災課に報告）
- 各部局は、動員体制と分掌事務について該当職員に周知するものとします。

4 高知県保健医療調整本部の設置

- 高知県災害対策本部長（知事）が設置します。ただし、健康政策部長は、迅速な設置の必要がある場合は、高知県災害対策本部長の判断を待たずに設置することができ、設置したときは高知県災害対策本部長にその旨を報告します。
- 高知県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置されます。

5 市町村及び防災組織の体制整備

(1) 市町村

- 市町村域における総合的な防災対策を推進するため、防災にかかる組織体制の整備・充実を図ります。
- 災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図ります。

(2) 防災関係機関

- 相互の防災関係機関の間において緊密な連携の確保に努めます。なお、県は、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めます。
- 県は、災害対策本部内に必要に応じて、ライフライン事業者の調整を行う調整所を設置するなど応急対策に関し広域的な応援体制をとるように努めます。
- 県は、災害対策本部内に必要に応じて、応急救助機関等の調整を行う受援調整所（航空運用調整班を含む）を設置するなど、防災関係機関相互の緊密な連携確保に努めます。
- 県は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼します。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行います。
- 県は、高知県応急救助機関受援計画及び高知県航空部隊受援計画に基づき、全国からの応急救助機関の応援の受入及び相互調整を行います。
- 災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図ります。

6 県及び市町村の業務継続性の確保

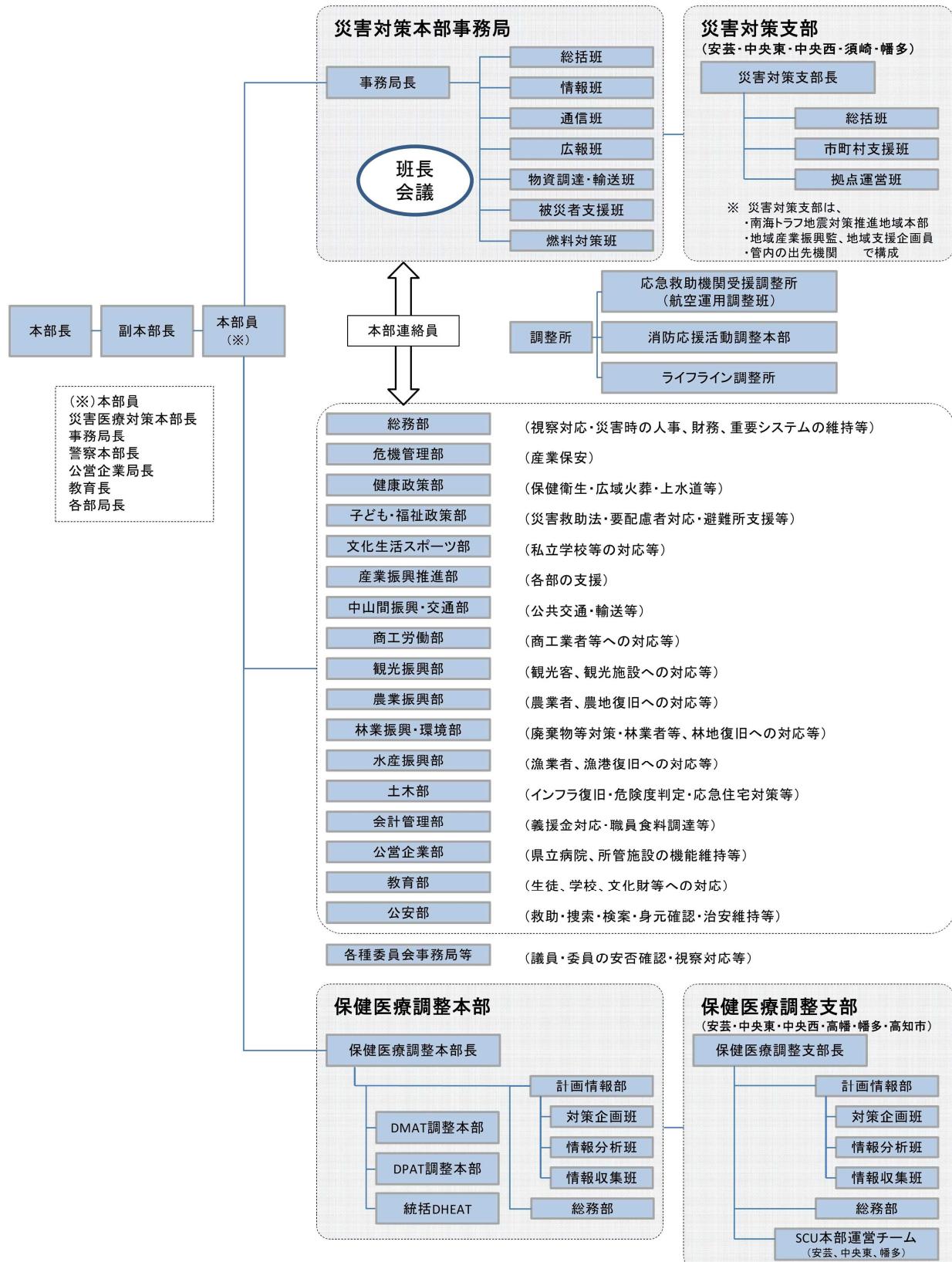
- 県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の重要な役割を担うこととなることから、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めた業務継続計画（「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」を含む）を策定する等、業務継続性の確保を図ります。

- 県は、被災市町村における災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援、ニーズを把握し、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めます。
- 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めます。その際、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する等、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を講じます。

○高知県災害対策本部設置の流れ



○高知県災害対策本部の組織



第2節 情報の収集・伝達体制

災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。また、住民への情報提供を行います。

1 気象等の予測・観測体制の整備

(1) 気象や水位等の観測体制・施設の充実強化に努め、予測技術の高度化を図ります。(高知地方気象台、四国地方整備局、県)

○高知地方気象台

- ◇地上気象観測（気圧、気温、風等）
- ◇レーダー気象観測（降水等）
- ◇海洋観測（潮位、潮時等）
- ◇地域気象観測（局地的異常気象の監視）など

○四国地方整備局

- ◇テレメーターなどによる水位、雨量等の観測体制

○県

- ◇水位、降水量、潮位等の観測体制
- ◇震度情報ネットワークシステムによる震度計測

2 連絡体制の整備

(1) 防災関係機関は、相互の情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にします。

(2) 防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておきます。

(3) 夜間、休日においても対応できる体制を整備します。

3 県の体制整備

(1) 防災情報・通信システムの整備

○災害発時には、正確な情報を迅速に住民に伝えることを最優先とし、防災情報・通信システムを整備し、適切な運用管理を行います。

(2) 住民への情報伝達

○「高知県総合防災情報システム」のホームページなどにより、住民をはじめ、防災関係機関に情報の提供を行います。
○特に、住民の自主的な避難行動を促すため、ツイッターやフェイスブック、スマートフォン向けアプリケーションなど多様な伝達手段を活用し、雨量や河川水位等の情報を分かりやすく提供する仕組みを構築します。

(3) 初動配備の伝達

○災害発時に職員を参集させるための情報伝達手段を整備します。

(4) 防災関係機関との情報の共有化

- 「高知県総合防災情報システム」により防災関係機関との情報の共有化を図ります。

(5) 多様な情報収集手段の整備

- 県消防防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターによる情報収集
- 防災行政無線システム、衛星携帯電話、ソーシャルネットワーキングサービス等を活用した情報収集手段の整備を図ります。

4 市町村の体制整備

- 「高知県防災行政無線システム」の適切な管理運営
- 「市町村防災行政無線」の整備充実
- 独自の防災情報システムの整備充実
- 消防救急無線の整備充実
- 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備充実
- 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備充実
- 上記の手段に加え、IP告知システムや緊急速報メールなど、多様な情報収集・伝達手段の整備充実

5 通信の確保

(1) 通信手段の防災対策

- 災害時の通信手段を確保するため次の対策を推進します。

- | | |
|------------------|---------------|
| ◇適切な点検整備 | ◇停電対策 |
| ◇耐震性の強化 | ◇通信路のマルート化 |
| ◇情報通信施設の危険分散 | ◇CATVケーブルの地中化 |
| ◇通信ケーブルの地中化 | ◇無線のデジタル化 |
| ◇無線を活用したバックアップ対策 | |

(2) 非常通信の確保

- 高知県非常通信協議会と連携して次の対策を推進します。
(県、市町村等)

- | |
|--------------------|
| ◇非常通信体制の整備 |
| ◇有線・無線通信システムの一体的運用 |

(3) 通信手段の運用・管理及び整備の留意点

- ネットワークの整備等
 - ◇無線ネットワークの整備・拡充
 - ◇相互接続等によるネットワーク間の連携
- 災害に強い伝送路の構築
 - ◇伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化
(有線系、無線系、地上系、衛星系)
- 無線設備の定期的な総点検
- 防災関係機関の連携した実践的通信訓練
 - ◇非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟
 - ◇通信輻輳及び途絶を想定した通信統制や重要通信の確保
- 移動通信系の通信輻輳時の混信対策
- 災害に有効な通信手段
 - ◇携帯電話・衛星携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備
 - ◇NTT及びNTTドコモの災害時優先電話の活用

6 住民への情報提供

- (1) インターネットの活用など多様な広報手段の整備を図ります。
また、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやスマートフォン向けアプリケーション等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとします。
- (2) 放送事業者による被災者等への情報伝達
 - 災害時における放送要請について体制を整備します。
(県、市町村、放送事業者)
 - 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理します。
(県、市町村)
参考 「災害時における放送要請に関する協定」 附属資料
「災害時緊急放送要請マニュアル」
- (3) 発災から復旧・復興の各時点に応じ、対応方法や必要情報の収集を工夫しながら、住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備します。

7 被災者への情報提供

- 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図ります。
- 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図ります。

第3節 防災担当者の人材育成

災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施します。

1 職員に対する防災研修

(1) 研修の内容

- 高知県地域防災計画、各機関の防災業務計画等
- 非常参集の方法
- 気象、南海トラフ地震その他災害の特性についての知識
- 過去の災害の事例
- その他必要な事項

(2) 実施方法

- 研修会の実施等

2 職員を対象とした防災訓練

(1) 訓練の内容

- 応急対策を立案するための図上訓練
- 救急救命等必要な実技訓練
- その他必要な事項

(2) 実施方法

- 講習会、演習等

第4節 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るために各種の防災訓練を実施します。

現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど実状に即した実践的な内容とします。

また、住民が地域で行う避難訓練等を支援します。

1 現場訓練実施にあたっての留意事項

- (1) 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定します。
- (2) 可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証します。

2 訓練の種類

(1) 総合防災訓練

○県及び市町村は、自衛隊等防災関係機関、学校、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関する多様な主体と連携して総合防災訓練を実施します。

(2) 消防訓練

○消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに必要に応じて消防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施するものとします。

（市町村、消防機関）

(3) 水防訓練

○水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施するとともに、必要に応じて水防関係機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施するものとします。

（四国地方整備局、県、市町村、消防機関）

(4) 情報収集伝達訓練

○緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練等を実施します。

(5) 広域応援協定等に基づく合同防災訓練

○広域応援協定等に基づき近隣の県と合同で防災訓練を実施し、広域応援要請に伴う連絡体制等の検証に努めるものとします。

(6) 図上訓練

○組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を行います。

○応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施します。

（県、市町村等）

(7) 自主防災組織等の住民が実施する訓練

- 自主防災組織が地域において実施する津波避難等の訓練を支援します。
(住民、県、市町村、地域の防災関係機関)

3 訓練の評価

- 訓練終了後には訓練成果を取りまとめ、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

4 防災訓練の際の交通規制

- 防災訓練の効率的な運営を図るため、特に必要があると認める時は、県公安委員会は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができます。

第5節 防災関係機関等の連携体制

県、市町村は、他の防災関係機関等と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう応援協定を締結するなど広域的な応援体制を確保するとともに、自衛隊との連携及び民間事業者との連携体制の整備を図ります。また、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めます。

1 広域応援体制の整備

(1) 都道府県間の応援体制の整備

- 県は、相互応援体制の充実に努めます。
 - ◇災害時に必要な物資及び資機材調達
 - ◇広域的な避難に必要となる施設等の相互利用
 - ◇ヘリポート等の救助活動拠点の整備

(参考)

- | | |
|--------------------------------|------|
| 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」 | 附属資料 |
| 「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」 | 附属資料 |
| 「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」 | 附属資料 |
| 「関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定」 | 附属資料 |

(2) 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備

- 「緊急消防援助隊」を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制及び受入体制の整備を図ります。
(県、市町村、消防本部等)

(3) 市町村相互の応援体制の整備

- 市町村は相互応援体制の整備を進めます。
参考 「消防相互応援協定」「市町村災害時相互応援協定」

(4) 警察災害派遣隊の整備

- 警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行う「高知県警察災害派遣隊」を編制し、体制の整備を図ります。

(5) 防災関係機関の相互応援体制の整備

- 各防災関係機関は、相互応援の協定を締結するなど平時から連携強化に努めます。

2 県、市町村と自衛隊の連携

(1) 県、市町村と自衛隊は、各々の計画の調整を図り、協力関係について定めておくなど連携体制の強化を図ります。

- 適切な役割分担

○相互の情報連絡体制の充実

○共同の防災訓練の実施

(2) 県は、自衛隊と協議し、予め要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底します。

(3) 県は、いかなる状況において、どのような分野について自衛隊へ派遣要請を行うのか平常時から想定し、予め自衛隊に書面にて伝えておきます。

3 県、市町村と民間事業者の連携

(1) 県、市町村は、民間事業者等と協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなどし、民間事業者のノウハウや能力等を活用します。また、協定締結などの連携強化にあたっては、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとします。

○被災情報の整理、支援物資の管理等

第6節 防災中枢機能の確保、充実

防災中枢機能の確保・充実を図ります。また、施設、設備の停電時の利用を可能にします。

1 防災中枢機能の確保、充実に努めます。

- 施設、設備の整備及び安全性の確保
- 総合防災機能を有する拠点・街区の整備
- 適切な備蓄・調達及び輸送体制
- 通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保

2 停電時の利用

○災害応急対策にかかる機関は、保有する施設、設備について自家発電施設等の整備を図り、停電時でも発災後72時間の事業継続が可能となるよう努めます。

その際、十分な期間の発電が可能となるような燃料（軽油、ガソリン、LPGガスなど）の備蓄に努めます。

（すべての防災関係機関、救急医療を担う医療機関）

○県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めます。

○県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めます。

○県は、国〔経済産業省〕、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとします。

3 県の防災中枢機能

○県は、本庁舎に情報収集のための設備など総合的な機能を有する防災作戦室を整備し、災害応急対策の拠点とします。

○県は、本庁舎が被災しても、「高知県総合防災情報システム」が機能を失わないシステムを構築します。

第5章 災害応急対策・復旧対策への備え

災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備などを図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証します。

第1節 消火・救助・救急対策

県、市町村及び警察は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めます。

1 市町村

(1) 消防施設等の充実

○「消防力の整備指針」（平成17年6月13日 消防庁告示第9号）に基づき消防署を配置し、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備などを整備し消防力の充実に努めます。

また、消防庁舎の耐震化を図ります。

(2) 消防水利の確保

○「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置します。

○河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。

(3) 活動体制の整備

○迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努めます。

(4) 消防団の活性化（第2章第6節に記述しています。）

2 県

(1) 消火・救助・救急活動体制を強化するため、消防力の高度化、消防組織の広域化について、必要な助言・指導に努めます。

(2) 消防団員の防災に関する知識の普及及び技能の向上を図る教育訓練を実施します。

(3) 消防防災ヘリコプターによる消火・救助・救急活動体制を整備します。

3 警察

○災害活動用車両や救助用資機材の整備に努めます。

第2節 災害時医療対策

「高知県災害時医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備などを進めます。

1 災害医療救護体制の整備

(1) 大規模災害時に、「高知県災害時医療救護計画」を実効性のあるものにするため、県は関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、常に内容に検討を加えるものとします。

災害医療救護体制とは

災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき医療の途を失った者に、県及び市町村が医療機関と連携して医療等を提供しようとするものです。

○市町村

- ◇直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行います。
- ◇医療救護所等において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行います。
- ◇救護病院において、医療救護所で対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行います。

○県

- ◇市町村で対応できない広域的な医療救護活動を行います。
- ◇医療救護活動を円滑に実施するため、県内の保健・医療の調整等を行う高知県保健医療調整本部及び高知県保健医療調整支部を設置します。
- ◇災害拠点病院において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置、収容及び重症患者の広域医療搬送の手配を行います。
- ◇医療従事者の派遣、医薬品等の供給の調整など、市町村の医療救護活動の支援を行います。

(2) 市町村は、次の事項を実施し、市町村地域防災計画にも規定します。

- ◇医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害医療救護計画を策定します。
- ◇医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努めます。
- ◇地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努めます。
- ◇医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知します。
- ◇応急手当等の家庭看護の普及を図ります。
- ◇県及び市町村の災害医療救護計画について関係者に周知します。

(3) 県は、高知県災害時医療救護計画に基づく医療救護活動を円滑に実施で

きるよう、次の事項を実施します。

- ◇関係者に高知県災害時医療救護計画を周知するとともに、医療関係団体等との連携に努めます。
- ◇市町村や医療機関等の医療救護体制を強化する取組や防災の取組を支援します。
- ◇災害派遣医療チーム（DMAT）等、災害医療を担う人材を育成します。
- ◇関係機関等とともに繰り返し訓練を実施します。
- ◇国や他の都道府県等との連携に努めます。

2 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

- (1) 県及び市町村は、医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。
- (2) 県及び市町村は、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備します。
- (3) 高知県赤十字血液センターは、輸血用血液の確保体制を整備します。

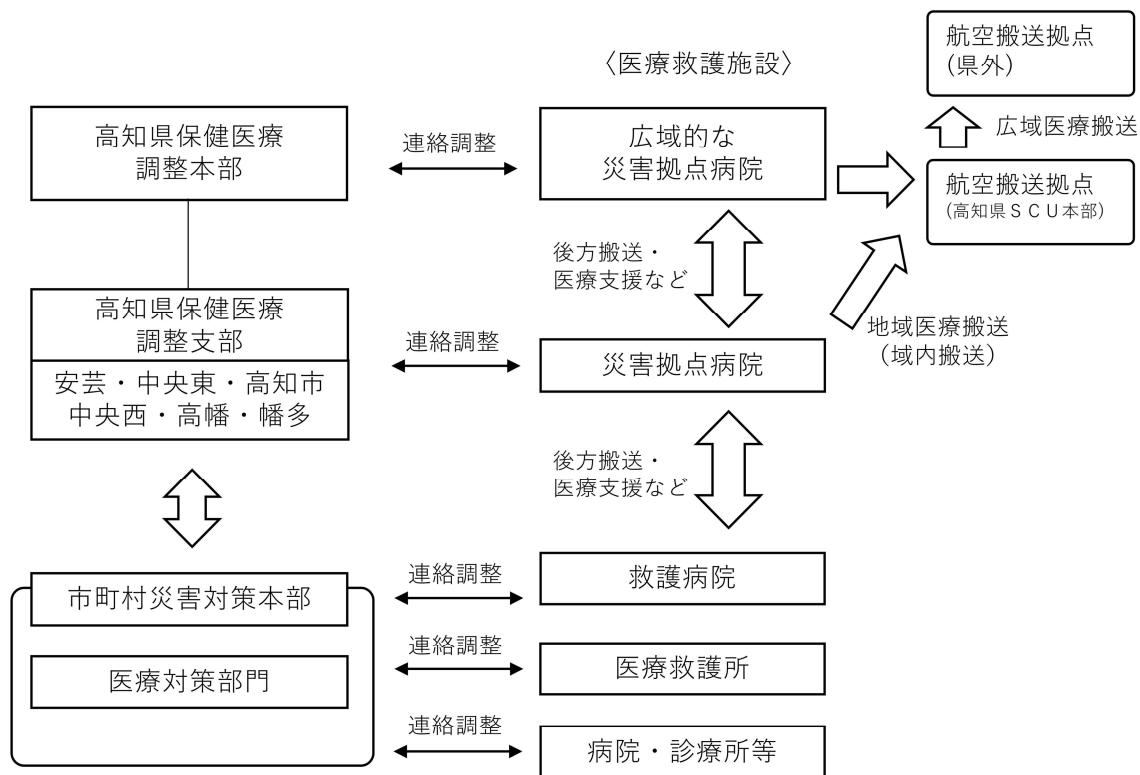
3 通信体制及び輸送体制の整備

- (1) 県及び市町村は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努めます。
- (2) 県、市町村及び関係機関は連携し、保有する機動力を効率的に活用します。
- (3) 県、市町村及び関係機関は連携して、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備します。

4 情報通信システム等の整備

- (1) 県、市町村及び医療機関は、通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話等の整備に努めます。
- (2) 県、市町村及び医療機関は、医療施設の被害状況等の情報を迅速に把握できるよう衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の操作訓練を定期的に行うなど、操作方法の習熟に努めます。

[災害医療救護体制図]



第3節 緊急輸送活動対策

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努めます。

重要な防災拠点を指定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進します。

1 緊急輸送道路ネットワークの形成

(1) 重要な防災拠点を選定します。

○防災関係機関、港湾、空港、災害医療拠点等を指定拠点とします。

(2) 緊急輸送道路を選定します。

①第1次緊急輸送道路

○広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路

○県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を結ぶ

②第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と次の施設を結びます。

○市町村役場

○警察、消防、自衛隊等の救援拠点

○病院等の医療拠点

○集積拠点

③第3次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路と次の施設を結びます。

○市町村が地域防災計画で定める防災拠点

(3) 緊急輸送道路の周知

○県は、平常時から防災関係機関及び県民に対して、緊急輸送道路を周知するよう努めます。

(4) 緊急輸送道路の整備を図ります。

○本県の道路網の骨格となる高規格道路「四国8の字ネットワーク」や高知松山自動車道などの緊急輸送道路の整備を図ります。

※計画の詳細は「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」によります。

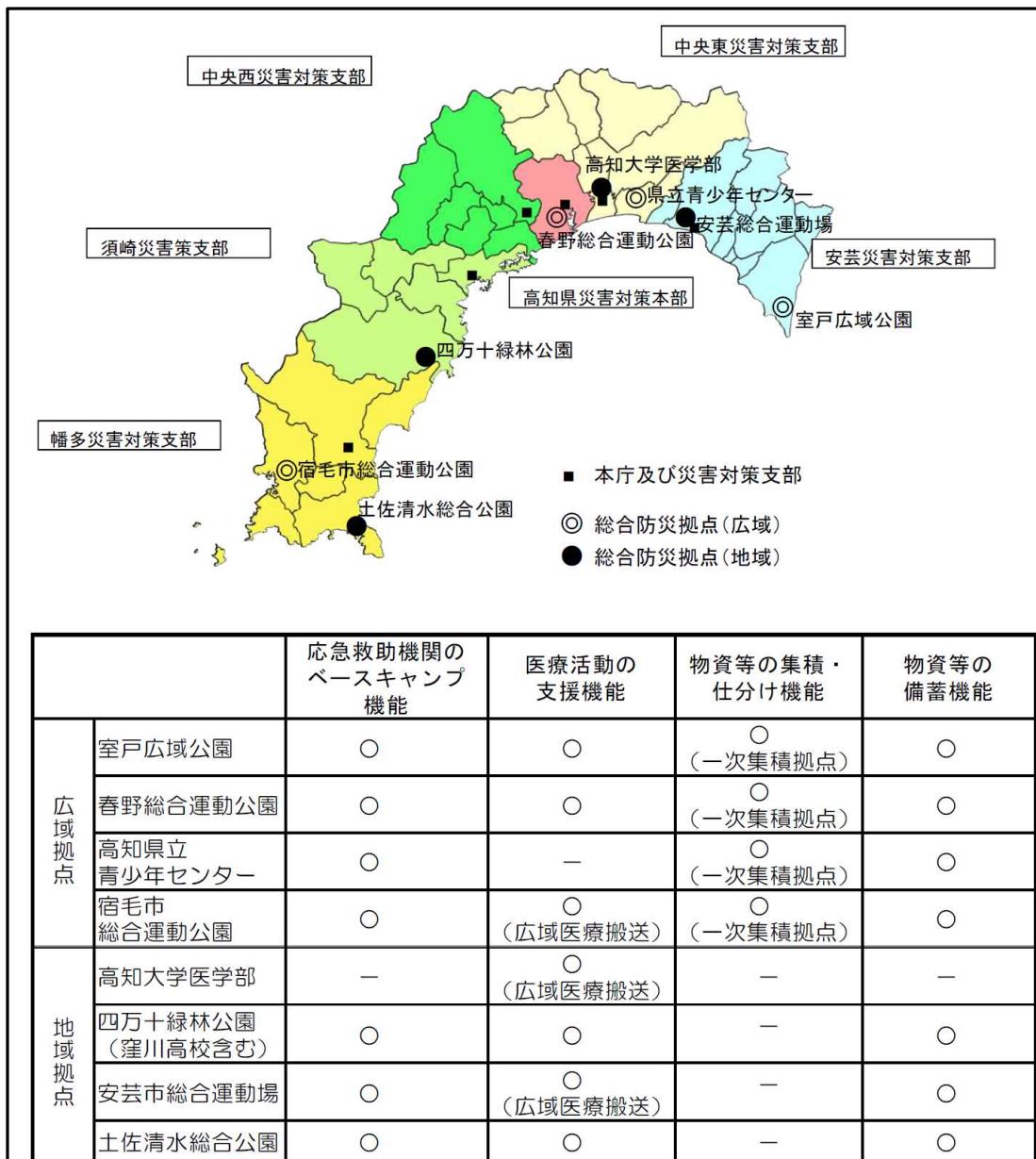
2 輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点

○県は、物資を集積・搬出するための施設として、複数の総合防災拠点を定めます。

○市町村は、物資の集配拠点を定めます。

[総合防災拠点の体制]



(2) 海上輸送の拠点

- 県は、高知海上保安部と協議し、港湾及び漁港のうちから海上輸送の拠点を選定します。
- 港湾管理者及び漁港管理者は、選定した港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努めます。

[防災拠点港の体制]



(3) 航空輸送の拠点

○県と市町村は、災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定し、整備に努めます。

3 輸送手段の確保

(1) 防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用を予め計画し、発災後の道路、港湾等の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について必要に応じ応援協定等を締結します。また、優先して通行を確保すべき防災拠点やそこに至るルート、作業の手順を定めた「高知県道路啓開計画」により、迅速な道路啓開に努めます。

(2) 鉄道輸送

○県は、四国旅客鉄道（株）及び土佐くろしお鉄道（株）と災害時の臨時列車の増発等について検討します。

(3) 陸上輸送

○県は（一社）高知県トラック協会等と協定を締結するなど輸送手段の確

保に努めます。

(4) 海上輸送

○県は高知海上保安部及び自衛隊と、災害時の巡視船艇等の活用方法について検討するとともに、関係機関と協定を締結するなど輸送手段の確保に努めます。

○県は、四国運輸局等を通じ災害時に活用できる海上運送事業者の船舶について予め把握するとともに、海上運送事業者と協定を締結するなど輸送手段の確保に努めます。

○県は、拠点となる港の災害時における船舶の安全な利用に関し、港長（高知海上保安部長）等と円滑な輸送活動が図れるよう検討します。

(5) 航空輸送等

○県は、航空機を保有する応急救助機関と災害時の緊急輸送活動の支援方法について検討します。

○県は空港管理者と協議する等、災害時の航空機の利用について検討します。

(6) 人員の確保

○県及び市町村は、緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について計画を作成します。

4 交通機能の確保

○道路、鉄道、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとします。

第4節 緊急物資確保対策

災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備します。

1 個人備蓄の推進

- 防災知識の広報に努め、飲料水、食料等の物資やマスク、体温計等の個人備蓄を推進します。
(県、市町村)

一人当たり必要量の目安

飲料水	3日分	9リットル
食 料	3日分	

2 給水体制の整備

(市町村)

- (1) 応急給水の確保（3日間の供給を可能にします。）
- 給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など）
- 応急給水を利用する備蓄水量（配水池、非常用貯水槽等）の確保
- パック水の備蓄
- (2) 供給体制の整備
- 給水車の配備、給水用資機材の備蓄

3 食料・生活必需品の確保

(市町村)

- (1) 流通備蓄の把握
 - 流通在庫を調査します。
- (2) 調達体制の整備
 - 災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶなど調達の体制を整備します。
- (3) 備蓄品目・量の決定
 - 備蓄品目・量を決定し備蓄に努めます。
 - 地域の特性を考慮のうえ、重要物資を選定して確保に努めます。

重要物資の例

◇飲料水	◇食料	◇毛布	◇粉ミルク又は液体ミルク
◇衛生用品（おむつ、生理用品）	◇携帯トイレ・簡易トイレ		
◇トイレットペーパー			

4 備蓄・調達・輸送体制の整備

(1) 市町村の相互応援

- 給水の相互応援などについて検討します。

(2) 県と市町村の連携

- 県と市町村は連携して備蓄目標を設定します。
- 市町村は、供給計画を県に報告します。
- 県は、県全体の状況を把握し、緊急に必要な重要物資について備蓄に努めます。

(3) 市町村

- 避難所及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、炊き出し用具、毛布、パーティション、テント等避難生活に必要な物資等の備蓄を進めます。
- 孤立する可能性がある地区への備蓄を進めます。
- 配布計画を作成します。

(4) 県

- 流通備蓄の供給能力（在庫量）について定期的に調査します。
- 交通網の途絶を想定し、分散備蓄を進めます。
- 他県の備蓄量を把握し、相互応援の実施方法について検討します。
- 大規模な災害により、市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資が確実かつ迅速に届けられるよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図ります。
- 市町村の物資集配所を把握し輸送計画をあらかじめ作成します。

5 その他の防災関係機関

(1) 農林水産省

- 政府所有米穀の備蓄

(2) 四国経済産業局

- 生活必需品などの調達体制の整備

(3) 日本赤十字社高知県支部

- 毛布、日用品などの備蓄

第5節 消毒及び保健衛生体制の整備

災害発生後に、必要とされる消毒及び保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制についての整備を図ります。

1 消毒及び保健衛生体制の整備

- (1) 県は、平時から災害時における消毒及び保健衛生体制の確立を図ります。
- (2) 市町村は、次の事項について体制を整備します。
 - ◇消毒体制 ◇消毒方法
 - ◇患者の搬送体制 ◇薬剤及び資機材の整備
- (3) 市町村は、消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画します。

2 ゴミ処理体制の整備

- (1) 市町村は「ごみ」処理計画を作成します。
 - 被害状況に応じた「ごみ」の量の推計
 - 「ごみ」の迅速な回収と処理の計画
 - 災害ボランティアとの連携
- (2) 県の市町村への支援体制の確立
 - 市町村の「ごみ」処理計画の作成支援
 - 災害発生時に実施する市町村への支援について計画します。

3 し尿処理体制の整備

- (1) 市町村は、し尿処理計画を作成します。
 - 処理量の推計
 - 仮設トイレ等の配置計画
 - 回収用車両の調達など
- (2) 県の市町村への支援体制の確立
 - 市町村のし尿処理計画の作成支援

第3編 災害応急対策

第3編 災害応急対策

災害発生時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにします。

実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年、必ず訓練などにより検証を行います。

第1章 災害時応急活動

体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにします。

第1節 活動体制の確立

効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図ります。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

- 参考基準に基づいた職員の招集
- マニュアル等に基づいた初動対応の実施
- 災害対策本部設置基準等に基づいた体制の拡充（又は縮小）
- 被害状況等の情報の関係機関相互の共有化

1-1 初動体制の確立

- (1) 県、市町村等の防災関係機関は、災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、各機関の予め定める動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整えます。
- (2) 県の初動活動体制
 - 県は、本計画第2編第4章第1節に定める「配備基準」により配備体制をとります。
 - 台風の接近が予想される場合やゲリラ豪雨の際には、「台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン（防災行動計画）」などに基づいて、迅速かつ効率的な防災行動に取り組みます。また、行動後においては、タイムラインの有効性を検証し、実践的な改善（バージョンアップ）に努めます。
 - 水防活動については、高知県水防計画書に基づいて水防本部を設置し、「水防指令発令基準」により配備体制をとります。
 - 水防本部は、危機管理部と緊密な連携の下、常に情報交換を行いながら

ら活動します。

1-2 活動体制の拡大

(1) 県、市町村等の防災関係機関は、被害の規模が拡大するなど、情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行います。

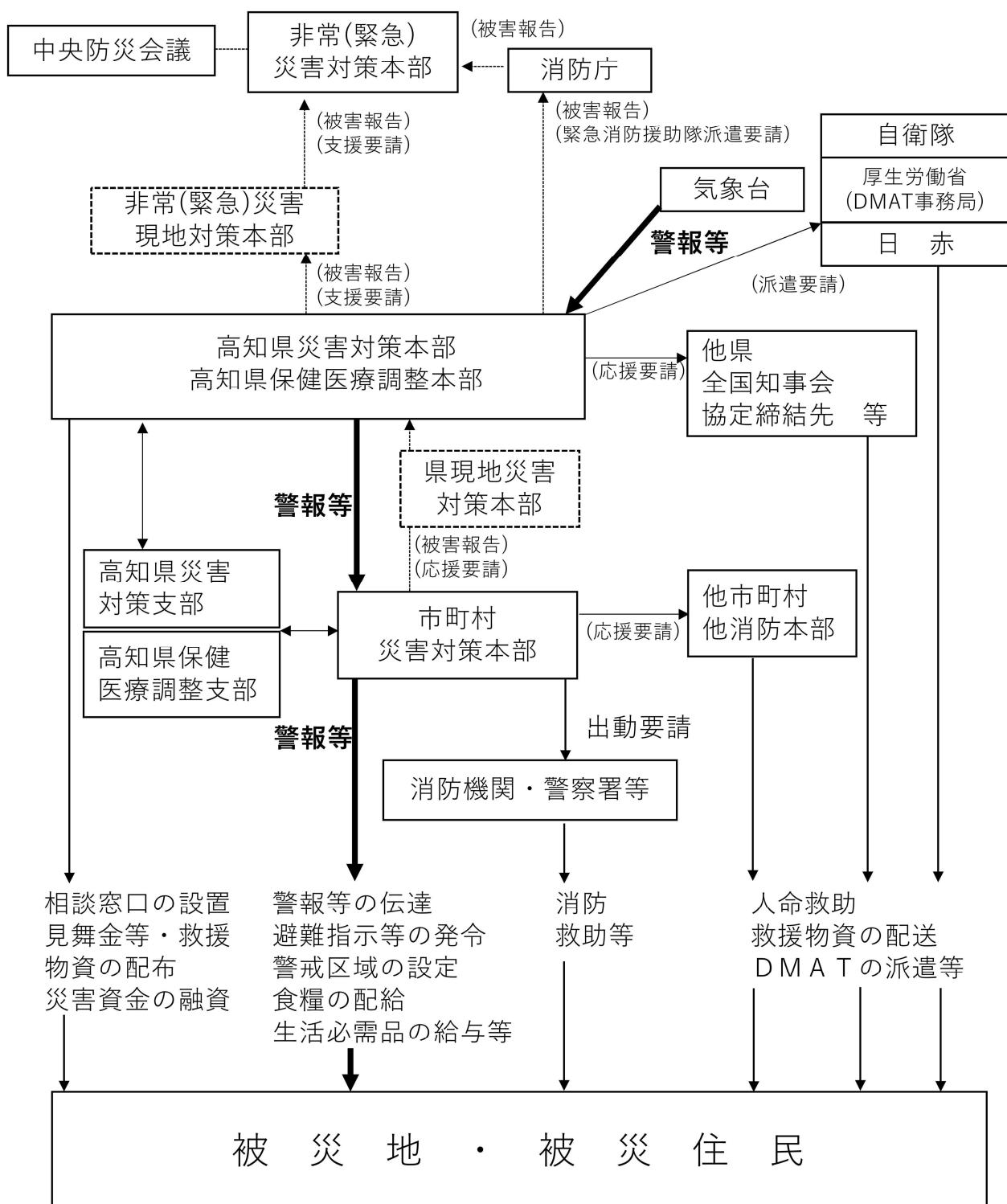
(2) 高知県災害対策本部の設置

○県は、大規模な災害が発生したときは、災害対策本部を設置して応急対策を実施します。

○水防本部は、災害対策本部の一部として吸収されます。

○高知県保健医療調整本部及び支部が設置された場合には、同本部及び支部が医療救護活動に関し一元的に指揮命令と調整を行います。

○県等の活動体制



第2節 気象警報等の伝達

県、市町村及び防災関係機関は、高知地方気象台から発表される気象警報等を予め定めた伝達系統で関係機関及び住民に伝達、周知します。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

2-1 気象警報等

(1) 気象警報等の発表

- 高知地方気象台は、市町村の迅速かつ適切な避難指示等の発令、住民の適切な避難行動に繋がるよう警報等の伝達内容について、あらかじめ定めます。
- 高知地方気象台は、県、市町村、住民等に災害の発生の危険性が的確に伝わるよう、5段階の警戒レベル（相当情報）により防災情報を提供するとともに、過去の類似の風水害や、記録的な大雨となっていることを示すなど、伝達内容の工夫に努め、住民の自発的な避難判断等を促すものとします。
- 高知地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれがある場合には、警報等を県内の市町村ごとに発表して注意を喚起し、警戒を促します。また、大雨や洪水などの警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオの放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合があります。

(2) 警報等の種類と発表基準（別表1）

○注意報

県内のいずれかの地域において災害が発生するおそれがある場合に発表されます。

○警報

県内のいずれかの地域において重大な災害が発生するおそれがある場合に発表されます。

○特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表されます。

○気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨、記録的短時間大雨情報や竜巻注意情報等があります。

(3) 警報等の地域区分（別表2）

○高知地方気象台は、災害が発生すると予想される地域を技術的に特定し、それが防災上必要と考えられた場合には、地域等を指定して注意報・警報を発表します。

(4) 土砂災害警戒情報

○高知地方気象台は、高知県土木部防災砂防課と連携して土砂災害のおそれがある場合に市町村単位で土砂災害警戒情報を発表します。

(5) 指定河川洪水予報

○河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、気象庁は国土交通省と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行います。

物部川、仁淀川（国土交通省高知河川国道事務所・高知地方気象台）

四万十川（国土交通省中村河川国道事務所・高知地方気象台）

(6) 警報等の発表基準の引下げ

○高知地方気象台及び県は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施します。

2-2 気象警報等の伝達（別表3）

○気象台から通報を受けた県は、防災行政無線システムの電話、FAX、電子メールなどいずれかの手段により、速やかに市町村、消防本部、県の出先機関及び自衛隊等に伝達します。

なお、市町村、消防本部、関係県出先機関には、総合防災情報システムにより、自動的に配信されます。

（危機管理部）

○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、伝達手段の多重化、多様化を図り、市町村防災行政無線、広報車、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、レアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール）、スマートフォン向けアプリケーション等のあらゆる通信手段を複合的に利用し、住民に対して警報等を伝達します。

また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、特に配慮するものとします。

（市町村）

○高知地方気象台から発表された気象警報等の通報系統・通報責任者は別表3のとおりとします。

2-3 台風等説明会

- 高知地方気象台は台風、大雨等により災害の発生が予想される場合、気象説明会を開催します。

2-4 火災気象通報

(1) 火災気象通報の通報と伝達

- 高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報します。

◇高知地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とします。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがあります。

- 県は、火災気象通報を市町村（消防機関）に伝達します。

(2) 火災警報の発令

- 市町村（消防機関）は、次の場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令します。

◇県から火災気象通報を受けた場合で、火災の予防上危険であると認めた場合

第3節 情報の収集・伝達

県、市町村等の防災関係機関は、災害発生時に相互に連携し、被害情報を見早期に収集して被害規模を把握します。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関等に伝達します。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

3-1 県の情報収集・伝達活動

(1) 県の情報収集・伝達活動

○被害状況は「高知県総合防災情報システム」によって収集し、その情報は市町村、消防機関と共有されます。また、防災行政無線システム等により国をはじめ各防災関係機関へ速やかに情報を伝達します。

(2) 被害状況の把握

○県は、次の活動により被災地や被害規模等の把握に努めます。

- ◇市町村からの報告（消防機関への通報状況を含む）
- ◇警察本部からの情報入手
- ◇防災関係機関からの情報入手
- ◇各出先機関からの報告及び災害現地への職員派遣
- ◇県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる情報収集及び画像伝送
- ◇衛星通信システムによる画像伝送
- ◇衛星画像による情報収集（宇宙航空研究開発機構(JAXA)との連携）
- ◇必要に応じ自衛隊の航空機等による偵察
- ◇勤務時間外にあっては、職員の登庁途上の目視

(3) 必要な情報の種類（例）

○災害の概況

- ◇発生場所 ◇発生日時 ◇災害種別

○被害の状況

- ◇人的被害、住居被害など
- ◇ライフラインの被害状況

○応急対策の状況

- ◇応援の必要性
- ◇災害対策本部の設置及び解散
- ◇消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況
- ◇避難指示の状況
- ◇避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）
- ◇実施した応急対策

○その他必要な事項

(4) 情報の伝達

○県は、自らの対策実施状況及び（3）の情報を、「高知県総合防災情報システム」及び防災行政無線システム等により市町村等と共有するほか必要に応じ防災関係機関に伝達します。

3-2 市町村の情報収集・伝達活動

○市町村は、次の活動により被災地や被害規模等の把握に努めます。

◇消防機関からの報告

◇警察署からの情報入手

◇自治会（自主防災組織を含む）からの情報入手

◇防災関係機関からの情報入手

◇各出先機関からの報告及び災害現地への職員派遣

◇勤務時間外にあっては、職員の登庁途上の目視

○市町村は、県及び関係機関に情報を伝達します。

3-3 被害状況の報告

(1) 市町村から 県への報告

○市町村は、上記3-1-(3)の状況について、県に報告を行ないます。

○市町村は、通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行います。県と連絡がとれるようになった後は、県に報告します。

○市町村の報告は、「高知県総合防災情報システム」を優先利用します。

○報告の要領と区分は県と同じです。

○市町村が通信手段の途絶等により、被害情報等の報告が十分なされない場合は、県は調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めます。

(2) 県から国への報告

○県は、消防庁の定める即報要領等に基づき消防庁へ報告します。

また、必要に応じ関係省庁に連絡します。

○人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとします。その際、県は、市町村や警察などの防災関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、防災関係機関は県へ緊密に連絡を行うものとします。当該情報が得られた際は、県は、防災関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告します。

(3) 報告の区分

○即報

報告すべき災害等を覚知したとき災害発生後30分以内に第一報を報告し、以後判明したもののうちから逐次報告します。

○確定報告

応急対策を終了した後20日以内に消防庁へ報告します。

(4) 報告の取扱

○被害状況等の報告は次の取扱要領等に基づいて行い、二つの報告は一体的に取扱うものとします。（別表4、別表5、別表6参照）

◇災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）

◇火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）

○報告すべき災害の範囲

◇災害救助法の適用基準に合致するもの

◇都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

◇災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

◇災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

◇災害による被害が当初は軽微であっても、今後災害報告取扱要領4(1)～(4)の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの

◇地震が発生し、本県（市町村）の区域内で震度4以上を記録したもの

◇その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

3-4 防災関係機関の情報収集・伝達活動

○災害発生後、直ちに情報収集活動を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県に報告します。

3-5 異常現象発見時の通報

○災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市町村長、警察官、海上保安官に通報します。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、また市町村長は、必要に応じ高知地方気象台、県（危機管理・防災課）及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図ります。

◇水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水など

◇土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下など

◇異常気象現象

異常潮位、異常波浪、竜巻など異常な気象現象など

第4節 通信連絡

災害発生後、通信施設を管理するものは、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行うこととします。

さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保することとします。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

4-1 機能の確認と応急復旧

- (1) 県、市町村等の防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行います。
- (2) 各通信事業者は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努めます。

4-2 非常時の通信手段の確保

(1) 有線通信が可能なとき

- 電話の輻輳を避けるため次の通信手段によります。
 - ◇高知県防災行政無線回線(地上系・衛星系・移動系)を優先使用します。
 - ◇災害時優先電話を利用します。
 - ◇携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定を行います。

(2) 自機関の電話が利用できないとき

- 他機関の専用電話を利用することができます。

(3) 有線通信が途絶し利用できないとき

- 他機関の有する無線通信施設を利用することができます。
- 非常通信の運用(高知県非常通信協議会の協力を得ます。)

(4) 被災現地で活動するとき

- 同一通信系を確保するため防災相互用無線を利用します。

第5節 応援要請

自らの対応能力では、対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施することとします。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心掛けることとします。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行います。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

〔市町村〕

○他の市町村への応援要請

(災害対策基本法、高知県内市町村災害時相互応援協定等)

○県への応援要請

(災害対策基本法)

○指定地方行政機関等への職員の派遣要請

(災害対策基本法)

○他の都道府県の市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援要請

(大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱)

〔消防機関〕

○他の消防機関への要請

(消防組織法に基づく要請等)

〔警察本部〕

○警察災害派遣隊の要請

(警察庁及び中国四国管区警察局四国警察支局の指示、調整に基づき要請措置を実施)

○他の都道府県警察等への要請

(警察法)

〔県〕

○国等への要請

(応急対策職員派遣制度に基づき、市町村における応援職員のニーズ等を速やかに把握し、総務省及びブロック幹事県に要請)

○他の都道府県等への要請

(災害対策基本法、四国4県の災害の広域応援に関する協定、中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定)

- 自衛隊への災害派遣要請
(自衛隊法)
 - 消防庁への緊急消防援助隊等の要請
(消防組織法)
受入は、高知県緊急消防援助隊受援計画に基づきます。
 - 指定行政機関等への職員の派遣要請
(災害対策基本法)
 - 指定行政機関及び指定地方行政機関への要請
(応急措置の実施の要請)
 - 県内の DMAT 指定医療機関等への災害派遣医療チーム (DMAT) 派遣要請
(高知 DMAT 運用計画)
 - 厚生労働省への災害派遣医療チーム (DMAT) 派遣要請
(日本 DMAT 活動要領)
 - 厚生労働省への災害派遣精神医療チーム (DPAT) 派遣要請
(災害派遣精神医療チーム (DPAT) 活動要領)
 - 厚生労働省への災害派遣福祉チーム (DWAT) 派遣要請
(災害福祉支援ネットワーク中央センター)
- [**指定公共機関、指定地方公共機関**]
- 指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村への要請
(災害対策基本法)

第6節 広報活動

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報を総合防災情報システムを中心として、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報します。
特に、被災者については、こうした情報をきめ細かく伝達します。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

◇災害広報する内容

(1) 被害状況

- ・人的、物的被害
- ・特に、県が、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に対応
- ・公共施設被害など

(2) 地震関連情報

- ・気象庁の発表する地震に関する情報
- ・地震による二次災害の危険性の注意喚起

(3) 安否情報

- ・災害による安否不明者、行方不明者、死者の情報については、県及び市町村の個人情報保護条例に基づき、適切に判断

(4) 応急対策情報

- ・応急対策の実施状況

(5) 生活情報

- ・電気、電話、ガス、水道などの復旧状況
- ・避難所情報

(6) 住宅情報

- ・仮設住宅
- ・住宅復興制度

(7) 医療情報

- ・診療可能施設
- ・心のケア相談

(8) 福祉情報

- ・救援物資
- ・義援金
- ・貸付制度

(9) 交通関連情報

- ・道路規制

- ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況

- (10) 環境情報

- ・災害ごみ

- (11) ボランティア情報

- ・ボランティア活動情報

- (12) その他

- ・融資制度

- ・各種支援制度

- ・各種相談窓口

◇災害報道

○報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道することとします。

○放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるように留意します。

◇被災者に対する情報伝達

○要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した情報伝達を行います。

○避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

◇総合的問い合わせ窓口の設置

○各機関は、各種の問合わせに対応できる総合的な問合わせ窓口を設置することとします。

第7節 警戒活動

県、市町村はじめ防災関係機関は、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行います。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

警戒活動について、本計画に定めのない事項は、高知県水防計画書に基づいて実施します。

7-1 気象等の観測及び通報

県、市町村、高知地方気象台及び四国地方整備局は、連携して気象等の観測情報を収集し、状況に応じた警戒体制をとります。

(1) 雨量

○県は、管轄する雨量観測所の情報を、必要に応じ高知地方気象台及び四国地方整備局に連絡します。

(2) 河川・ため池水位

○市町村長は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した河川の水位を県及び関係する他の市町村長へ通報します。

○ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、県及び市町村長に水位状況を通報します。

○県は、水位の報告を受けたとき、又は県管理の量水標の水位が通報水位に達したときは、状況に応じて県の観測水位を関係市町村長に通報します。

○県は、必要に応じて観測所の水位を四国地方整備局に連絡します。

(3) 潮位

○市町村長は、気象等の状況から高潮の恐れを察知したとき、又は異常な越波を認めた時は、その状況を県に通報します。

○県は、潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断したときは、状況に応じ県の観測潮位を関係水防管理者に通報します。

(4) ダムの流量観測

○県は、県管理ダムの流入量を観測し、ダム操作規則に従い関係機関に通知します。

○県は、その他のダムの状況についても観測情報を収集します。

7-2 水防活動

(1) 市町村長は水防団に準備又は出動の命令を出し次の水防活動を行います。

- 水防に必要な資機材の点検整備
 - 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
 - 重要箇所を中心とした巡回
 - 異常を発見したときの水防作業と県への通報
 - 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援
- (2) 貯木対策指導
- 県は、流木の被害を防御するための貯木対策指導を行います。
- (3) 在港船舶の対策指導
- 県又は市町村は高知海上保安部と連携して、港内の在港船舶の対策指導を行います。
- (4) 安全配慮
- 洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団（消防団）員自身の安全に留意して水防活動を実施します。

7-3 土砂災害警戒活動

- 県及び市町村は危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努めます。
- 市町村は必要に応じて警戒活動の実施区域の設定を行います。
- 県は高知地方気象台と連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、土砂災害警戒情報を発表し、市町村長に通知します。

7-4 高潮・高波警戒活動及び水防警報

- 市町村は高知地方気象台が発表した高潮（特別）警報、波浪（特別）警報を受け取ったときは、必要な情報を住民に周知し、警戒活動を行います。
- 四国地方整備局は、高知海岸に対して、水防警報を発表します。

7-5 洪水予報及び水防警報

- (1) 四国地方整備局は、高知地方気象台と共同して物部川、仁淀川及び四万十川での洪水予報を行います。
- (2) 四国地方整備局は、宇治川、中筋川及び後川での水位情報の通知及び周知を行います。
- (3) 四国地方整備局は、物部川、仁淀川、宇治川及び四万十川、中筋川、後川での水防警報を発表します。
- (4) 知事は、国分川、鏡川、松田川及び宇治川での水防警報を発表します。
- (5) 四国地方整備局は、物部川、仁淀川、宇治川及び四万十川、中筋川、後川で、洪水の恐れがある時は、知事及び関係機関に通知とともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを地域住民に周知します。

(6) 知事は、国分川、鏡川、松田川及び宇治川で、洪水の恐れがある時は、関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを地域住民に周知します。

7-6 住民の避難が必要な場合の通報

- 県は自ら管理する施設において、住民の避難が必要な状況が発生すると予測する場合は、直ちに市町村長に通報します。
- 堤防その他の施設が決壊したとき、また越水を確認したときは市町村長、水防団長、消防機関の長は、直ちに地域住民に周知します。また、県及び氾濫のおそれのある隣接市町村並びに関係機関に通報します。
- 県は、四国地方整備局、所轄の警察署、自衛隊その他必要な機関に通報します。

第8節 避難活動等

災害発生時に危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とします。

市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、高齢者等避難の発令や避難指示又は緊急安全確保を速やかに発令し、避難誘導を行います。

市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めます。

市町村が実施できない場合には、県等が代行して避難指示等を発令します。また、避難の必要がなくなった時は速やかにその旨を伝えます。

1 実施責任者

市町村、県、警察、海上保安部、自衛隊

2 実施内容

○避難指示等の根拠法と実施責任者

- ◇災害対策基本法（市町村、県）
- ◇災害対策基本法（警察、海上保安部）
- ◇地すべり等防止法（県）
- ◇水防法（県、水防管理者）
- ◇警察官職務執行法（警察）
- ◇自衛隊法（自衛隊）

8-1 住民の自主的な避難

○住民は、災害発生時には、予め市町村、自主防災組織等で決めた避難の目安を使い、自主的に避難します。

8-2 広報

○市町村は、予め定めた広報の計画により、気象予警報の発表や雨量等の観測情報を住民に広報します。

8-3 緊急的な避難誘導

○集中豪雨など突発的な災害が発生し、市町村の体制が整う前に危険が目前に迫っているとき、消防団は予め定めた避難誘導計画により住民を避難誘導します。

8－4 避難指示等（「避難指示」、「緊急安全確保」又は「高齢者等避難」）

（1）災害対策基本法に基づく「避難指示」又は「緊急安全確保」

○市町村は、次の内容を明示して、避難指示又は緊急安全確保を発令します。

- ◇避難を必要とする理由
- ◇対象となる地域
- ◇避難する場所
- ◇注意事項（避難経路の危険性、避難方法など）

○住民の積極的な避難行動に繋がるよう、警戒レベルを用いるとともに、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫します。

○避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、避難場所等への移動を行うことがかえつて危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことや、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知に努めます。

○県は、市町村が適切に避難指示又は緊急安全確保を発令できるよう、必要な情報と積極的な助言により、市町村を支援します。

○市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行います。

（2）「高齢者等避難」

○市町村は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、警戒レベルを用いて、早めの段階で高齢者等避難を発令します。

○県は、市町村が適切に高齢者等避難を発令できるよう、必要な情報を提供することにより、市町村を支援します。

（3）避難誘導等

○市町村は、避難指示等を発令したときは、警察や消防機関の協力を得て、あらかじめ定めた避難誘導計画に基づき、迅速に住民の避難を実施します。

○県及び市町村は、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における情報の提供に努めます。

8－5 県水防計画に基づく避難のための立ち退き

（1）市町村長の指示

○市町村が自ら管轄する堤防等が破堤した場合又は破堤の危険に瀕した場合、市町村長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立ち退き又はその準備を指示します。

○市町村長は当該区域を所轄する警察署長に通知します。

○市町村長は、実施した内容を県に報告します。

(2) 知事又はその命を受けた職員の指示

- 洪水又は高潮等により非常に危険が切迫し人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたとき、知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立ち退きを指示します。

8-6 避難指示等の伝達方法

- 同報無線、有線放送、CATV等により周知徹底します。
周知徹底のため、知事は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」（附属資料）に基づき報道機関に放送を要請します。
- 要配慮者自身が情報を取得できるよう、多様な手段を活用して伝達します。

8-7 警戒区域の設定

- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定します。

8-8 避難所の運営

1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は県及びその権限を委任された市町村)

2 実施内容

- 避難所の被害状況を早急に把握します。
- 避難所を迅速に開設し、周知徹底します。また、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等にて混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めます。
- 福祉避難所においては、受入れを想定していない避難者が避難していくことがないよう、必要に応じて、受入れ対象者を特定して公示します。
- 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めます。
- 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県を通じて国と共有するよう努めます。
- 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。
- 避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性や男女のニーズの違い等多様な視点に配慮した避難所の運営に努めます。
- 避難所での生活に配慮が必要な方のために、避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整します。
- 避難所等が確保できない場合は、県内の他市町村及び県に支援を要請

- することとします。なお、県は、県内で避難所等が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請することとします。
- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等への移動を避難者に促します。
 - 避難生活に不足する物資の調達を行います。
 - 避難所は、避難者の協力を得て、運営を図ります。
 - 避難者の総合的な相談窓口を設置します。
 - 避難生活が長期化することに備え、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、心のケアを含め対策を行います。
 - 避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めます。
 - 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のゲージ等の確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。
 - 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。
 - 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めます。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有します。
 - 食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めます。
 - 避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援します。

8-9 広域避難

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

- 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の借受が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

- 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行います。
- 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。
- 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めます。

第9節 災害拡大防止活動

災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施します。

9-1 消防活動

1 実施責任者

市町村（消防機関）

2 実施内容

- 住民、自主防災組織等は、周辺地域の初期消火に努めます。
- 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施します。
- 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をするものとします。

9-2 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制をすることとします。

人命救助活動は、市町村が行い、県等他の機関は、市町村の活動に協力することを基本とします。

災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努めることとします。

1 実施責任者

県、市町村（消防機関）（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村）、警察、海上保安部、自衛隊

2 実施内容

- 住民、自主防災組織等は、地域の救助活動に努めます。
- 市町村（消防機関）、県、警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。
- 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めます。
- 海上における救助活動は、主として海上保安部が実施します。
- 県は、必要に応じ、迅速に自衛隊に災害派遣要請を行います。
- 警察は、必要に応じ、迅速に警察災害派遣隊の援助要請を行います。

9-3 被災建築物に対する応急危険度判定

1 実施責任者

市町村、県

2 実施内容

- 県、市町村は、応急危険度判定活動体制を確立します。
- 市町村は、実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて、県へ派遣要請等の支援要請をします。
- 県は、市町村を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請等、連絡調整体制を確立します。
- 市町村は、判定実施計画に基づき応急危険度判定を実施します。

9-4 被災宅地の応急危険度判定

1 実施責任者

市町村、県

2 実施内容

- 県及び市町村は、応急危険度判定活動体制を確立します。
- 市町村は、実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県へ派遣要請等の支援要請をします。
- 県は、市町村を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請等、連絡調整体制を確立します。
- 市町村は、判定実施計画に基づき応急危険度判定を実施します。

第10節 緊急輸送活動

災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取組みます。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

○次の活動に必要な人員及び物資の輸送を優先します。

ア) 第1段階

- (1) 救助・救急活動
- (2) 医療救護活動
- (3) 消防・水防活動
- (4) 国及び地方公共団体の応急対策活動
- (5) ライフライン事業者の応急復旧活動
- (6) 緊急輸送施設等の応急復旧、交通規制活動

イ) 第2段階

- (1) 第1段階の継続
- (2) 給食・給水活動
- (3) 負傷者等の被災地外への輸送活動
- (4) 輸送施設の応急復旧活動

ウ) 第3段階

- (1) 第2段階の継続
- (2) 復旧活動
- (3) 生活救援物資輸送活動

○鉄道輸送

鉄道による輸送においては、四国旅客鉄道（株）高知企画部及び土佐くろしお鉄道（株）と協議します。

○陸上輸送

被災者の輸送については、四国運輸局高知運輸支局を通じて、運輸業者所有の車両を活用するものとします。

緊急物資の輸送については、（一社）高知県トラック協会等と予め締結している協定に基づき、実施します。

○海上輸送

ア) 緊急を要する輸送については、要請に基づき海上保安部において、及び、予め締結している協定に基づき関係機関等において実施します。

イ) 四国運輸局高知運輸支局を通じて海上輸送業者の所有船を活用するものとします。

ウ) 港湾管理者・漁港管理者等は、緊急輸送のため、岸壁を確保します。

エ) 県及び市町村は、陸揚げ等に必要な人員を確保します。

○航空輸送等

ア) 最も緊急を有する輸送は、県所有のヘリコプター等航空機を活用し実施します。

イ) 空港管理者は、応急復旧を早期に実施するとともに、関係機関と調整のうえ、優先利用させる航空機を定めます。

ウ) 県は、予め定めた臨時ヘリポートを確保します。

○自衛隊による輸送

陸・海・空の自衛隊の保有する航空機、車両、船舶は、緊急輸送活動の要請に基づき実施します。

○広域輸送拠点の確保

輸送活動を円滑にするために、必要に応じて県は広域輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設し、その周知徹底を図ります。

○緊急輸送のための燃料確保

輸送活動を円滑に行うために、各機関は燃料の調達・供給体制の整備を図ります。

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めます。

第11節 交通確保対策

応急活動を効率的に実施するために、各種の規制及び応急措置を行います。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

(1) 交通規制等

○県公安委員会による規制

- ・通行可能な道路や交通状況を迅速に把握します。
- ・直ちに、通行規制を実施します。
- ・関係機関と協力して交通規制を実施します。
- ・被災地への流入車両を抑制する必要がある場合は、広域的な交通規制を関係機関と協力して実施します。
- ・規制をするにあたっては、災害対策基本法に基づくものとします。

○警察官の措置

- ・通行禁止区域等において緊急通行車両の通行の障害となる車両等の移動等を実施します。

○道路管理者、港湾管理者、漁港管理者の措置

- ・緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等を命じます。
- ・運転者等がいない場合等においては、管理者自ら車両の移動等を実施します。
- ・港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めます。
- ・措置にあたっては、災害対策基本法に基づくものとします。

○高知海上保安部による措置

- ・船舶交通への危険が生じる恐れがある時は、船舶交通の規制をします。
- ・船舶交通の規制を実施した場合は、関係者に周知します。
- ・緊急輸送を行う船舶の入出港を優先します。

○自衛隊、消防機関による措置

- ・警察官がその場にいない場合、災害対策基本法に基づき緊急通行車両の通行の障害となる車両等の移動等を実施します。

○緊急通行車両の確認手続き

- ・知事及び公安委員会は、災害対策基本法に規定された緊急通行車両については、使用者の申し出により確認を行い、所定の様式の標章及び証明書を交付します。
- ・公安委員会は、災害応急活動を迅速・円滑に行うために、予め緊急通

行車両として使用されるものに該当するかどうか事前届け出により審査します。

○交通規制時の車両の運転者の義務

- ・通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法の規定に基づき車両の運転手は、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車するものとします。

(2) 施設の応急復旧等

○道路管理者は、関係機関と協力し、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定を実施します。

○港湾及び漁港管理者、鉄道管理者、空港管理者等は、輸送機能を確保するための応急復旧を早急に実施します。

(3) 交通マネジメント

○四国地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織します。

○県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、四国地方整備局に検討会の開催を要請します。

○検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において、構成員間の相互協力を行います。

○検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行います。

第12節 社会秩序維持活動等

警察は、風水害等の災害発生時に、県民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行います。

1 実施責任者

警察

2 実施内容

(1) 任務

- ア) 気象情報、その他災害関連情報の収集及び伝達
- イ) 被災者の救出、救護及び行方不明者の捜索
- ウ) 被害実態の把握
- エ) 住民の避難誘導
- オ) 緊急交通路確保等の交通規制
- カ) 遺体の検分（検視）及び身元不明遺体の身元調査
- キ) 民心の安定を図るための広報及び相談受理等の諸施策
- ク) 被災地の各種犯罪の予防検挙
- ケ) 災害に便乗した犯罪の取締り
- コ) 関係機関の行う災害救助及び災害応急措置等に対する支援及び協力
- サ) その他必要な警察活動

(2) 警備体制

警察本部に、高知県警察災害警備本部、被災地を管轄する警察署ごとに署災害警備本部を設置します。

(3) 社会秩序の維持活動

- 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行います。
- 悪徳商法、窃盗等被災地で発生しがちな犯罪の取締りを重点的に行います。

第13節 地域への救援活動

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに、各種の相談窓口を設置します。
必要に応じて市町村は、他の市町村及び県に応援を要請します。
要請を受けた県は、迅速に対応するとともに、必要に応じて他の県及び国等に応援を要請します。

13-1 飲料水の調達、供給活動

1 実施責任者

市町村
(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

水道事業者

2 実施内容

(1) 給水活動の実施

- 被災者への応急給水を迅速に実施します。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。
- 県は、必要に応じて他の県、自衛隊等に応援を要請します。

(2) 給水施設の応急復旧

- 直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表します。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。
- 県は、必要に応じて国及び他の県に応援を要請します。

13-2 食料の調達、供給活動

1 実施責任者

市町村
(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

2 実施内容

(1) 緊急食料の調達

ア) 応急米穀

- 各市町村自らが調達します。
- 災害救助法が適用された場合で、不足する分は、県に要請を行います。
- 県は、必要量を県内で調達します。
- 不足する分は、農林水産省に必要量の確保を要請します。

イ) 副食及び調味料

- 各市町村自らが調達します。また、調達の際には要配慮者の特性や栄養バランスに配慮するとともに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに

配慮した食料の確保等に努めます。

○不足する分は、県に要請を行います。

○県は、必要量を県内関係団体に出荷の要請をします。

ウ) 炊き出し

○市町村は、地域住民、自主防災組織、ボランティアなどと協力して炊き出しを実施します。

○必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請するものとします。

(2) 緊急食料の配布

ア) 配布方法

○市町村は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。

○配布にあたっては、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布します。

特に、要配慮者への配布には食料の内容に配慮します。

13-3 生活必需品等の調達、供給活動

1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

2 実施内容

○被災者の生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行います。その際には、要配慮者の特性や、男女のニーズ等様々な視点に配慮します。

○被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意します。

○在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供与されるよう努めます。

○自らの市町村内で調達できない場合は、不足分を県に要請します。

○県は、発生後適切な時期において、県が所有する備蓄物資及び関係機関との協定等により調達可能な物資について、主な品目別に確認するものとします。

○市町村は、必要に応じて日本赤十字社高知県支部に毛布等の配布を要請します。

○県は、県内市町村における備蓄量について把握し、必要に応じ市町村間のあっせん調整を実施します。

○県は、県内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国等に対して調達、供給の要請を行います。

13-4 物価の安定等

1 実施責任者

県

2 実施内容

生活関連物資の買い占め、売り惜しみ等による供給不足、物価の高騰を防ぐための監視や指導を行います。

13-5 医療及び助産

1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

2 実施内容

「高知県災害時医療救護計画」に基づき、関係機関と連携して医療救護活動を実施します。

13-6 消毒・保健衛生

1 実施責任者

県、市町村

2 実施内容

(1) 衛生活動

- 被災地域の衛生状態を把握します。
- 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
- 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施します。

(2) 保健活動

- 被災地域の住民の健康状態を把握し、心のケアを含めた対策を行います。
- 保健活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
- 関係機関の協力を得て、保健活動を実施し、要配慮者については、その特性に配慮します。
- 住民の健康状態をもとに、必要に応じて医療機関や福祉保健所、介護福祉の関係機関へのつなぎを行います。
- 避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所へ派遣します。

13-7 災害廃棄物処理等

1 実施責任者

市町村

((3)については、災害救助法が適用された場合は、県及びその権

限を委任された市町村)

2 実施内容

(1) し尿の処理

- し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握します。
- 汲み取りをする地域の優先度を設定します。
- 処理に必要な人員、物資を調達します。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- し尿処理を計画的に実施します。

(2) 生活系ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物の処理

- 被害状況から災害時の生活ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物の量を想定します。
- 処理に必要な人員、物資を算定し、調達します。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- 生活ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- 生活ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物処理を計画的に実施します。
- がれき等災害廃棄物を仮置きすることを想定し、分別した仮置き場を確保しておきます。
- 廃棄物処理には、危険物等が含まれることが想定されるため、関係者の安全確保を行います。
- 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県や近隣市町村へ協力を要請します。

(3) 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等（障害物）の除去

- 居室、炊事場、玄関等に運び込まれた障害物の除去を行います。
- 必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て実施します。ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行います。

13-8 遺体の検案等

1 実施責任者

県、市町村、警察

（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村）

2 実施内容

(1) 遺体の検案等

- 市町村は、警察、海上保安部等の協力のもと遺体を捜索します。
- 警察等は、遺体を発見した場合又は遺体発見の届出を受けた場合は、関係法令の定めるところにより必要な措置を行うものとします。

(2) 遺体の検案

- 遺体の検案は関係法令に基づき、原則として警察の検視班の指示により市町村の設置する検案所で医師が行います。
迅速な検案を実施するため、検案所の環境整備を行うこととします。身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとします。
- 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は市町村の設置する安置所において、一時安置することとします。
検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所にします。

(3) 遺体の埋葬

- 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行います。
- 県は、火葬場が不足する場合には、他県との調整を行います。
- 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、応急的に火葬又は埋葬を行うこととします。
- 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼することとします。
また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬又は納骨堂に収蔵することとします。

13-9 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

1 実施責任者

県、市町村、住民及び民間団体

2 実施内容

- 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立します。

(1) 県の活動

- 広域的に被害動物を把握し、民間団体等と協力して動物救護本部を立ち上げ、動物救護施設を開設します。
- 逸走した特定動物については、危害の発生防止に努めます。

(2) 市町村の活動

- 避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援します。
- 地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行います。
- 動物救護本部が動物救護施設を市町村内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力します。

(3) 民間団体の活動

- 負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行います。

13-10 応急仮設住宅等

[1 実施責任者]

県、市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

[2 実施内容]

(1) 応急仮設住宅の供与

○災害により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることが出来ない方に対して、速やかに応急仮設住宅を供与します。

○応急仮設住宅の供与に際しては、高齢者、障害者等要配慮者に配慮した構造、設備とします。

○応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努めます。

(2) 資材等の確保

○建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、県又は市町村が斡旋することとします。

○資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国に資機材の調達を要請することとします。

(3) 応急仮設住宅の運営管理

○各応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとします。この際、応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤立死や引きこもりなどの防止及び住民のための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるように配慮するものとします。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとします。

(4) 住宅の応急修理

○住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急処理ができない方に対して応急修理を行います。

(5) 野外施設の設置

○長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時に野外に避難施設を設置するものとします。

(6) 広域的な避難

○市町村は、管内で避難場所等が確保できない場合は、県に支援を要請することとします。

○県は、県内で避難場所等が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請することとします。

第14節 ライフライン等施設の応急対策

電気、ガス、電話、上・下水道・工業用水道等被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施します。

14-1 電力施設

1 実施責任者

四国電力（株）及び四国電力送配電（株）

2 実施内容

（1）広報の実施

- 被害の概況、復旧見込みについて公表します。
- 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供します。

（2）要員・資材の確保

- 被害の重要度・状況等に応じ、要員を効果的に投入し早期復旧を図ります。

不足する場合は、必要に応じ関係事業者や県内外の他機関の応援を要請します。

- 災害対策用備蓄資機材・一般保守用予備資材を優先使用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入します。また、状況に応じ関係事業者や県内外の他機関に緊急転用措置を要請します。

（3）保安対策

- 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施します。

- 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施します。

- 送電を再開する場合は、現場巡視等必用な措置を取った後実施します。

（4）供給設備の復旧

- 被害状況・優先順位を見極めながら、公共保安の確保に必要な災害応急活動の拠点等について、関係機関と協力し、可能な限り優先して電気供給施設の復旧を実施します。

- 仮復旧工事に引き続き本工事を実施します。

（5）ダムの管理

- 河川法に基づくダム操作規程により実施し、河川の従前の機能の維持に努めるものとします。

14-2 ガス施設

1 実施責任者

四国ガス（株）及び（一社）高知県ＬＰガス協会

2 実施内容

四国ガス（株）は、非常災害対策規程に基づき、また、（一社）高知県ＬＰガス協会は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造、供給、保安体制等について、次の措置を行います。

（1）広報の実施

- 被害の概況、復旧見込みについて公表します。
- 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供します。

（2）要員の確保

- 動員計画に基づき要員の確保に努めます。
- 不足する場合は、四国ガス（株）では本店、他支店等、また、（一社）高知県ＬＰガス協会では各ブロック等へ応援を要請するものとします。

（3）資材の確保

- 保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は本店等から緊急転用措置を要請する。

（4）避難所への支援

- （一社）高知県ＬＰガス協会は、各ブロックにより避難所での炊出し、給湯の支援を行います。

（5）保安対策及び復旧対策

- 保安上必要なものから優先的に復旧工事を実施します。

14-3 上下水道施設

1 実施責任者

施設管理者

2 実施内容

- 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施します。
- 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。
- 関係機関の協力を得て復旧を実施します。

14-4 工業用水道施設

1 実施責任者

県公営企業局

2 実施内容

- 動員計画に基づき、要員の確保に努めます。
- 施設の被害状況を早急に把握し、保安対策及び応急措置を実施します。

- 施設の復旧計画を作成し、受水企業及び関係機関に情報提供します。
- 関係機関の協力を得て、施設の復旧を実施します。

14-5 通信施設

1 実施責任者

西日本電信電話（株）等通信事業者

2 実施内容

- 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施します。
- 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。
- 関係機関の協力を得て復旧を実施します。
- 特に西日本電信電話（株）については、防災業務計画に基づき、次の事項を実施します。

(1) 災害対策本部の設置

- 総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置します。

(2) 通信のそ通に対する応急措置

- 通信の途絶の解消、ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図ります。

(3) 設備の復旧

- 被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として西日本電信電話（株）の標準的復旧方法により行うものとします。

(4) 復旧に関する広報

- 復旧状況は、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行うものとします。

第15節 教育対策

災害発生後に教育が中断されないよう、応急教育を実施します。

1 実施責任者

県、県教育委員会、市町村教育委員会（（4）については、災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村）

2 実施内容

（1）文教施設・設備の応急復旧

- 応急修理等により教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めます。
- 校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、早急に再建の計画を立てます。

（2）応急教育の実施

- 校舎が使用不能となった場合は、最寄りの学校・公共施設等を使用して、教育が中断しないように努めます。

（3）応急教育の方法

- 臨時休校の措置をとった場合は、振り替え授業を実施します。
- 異なった教育環境を配慮し、授業を実施します。

（4）教材・学用品等の調達及び配分方法

- 調達計画に基づき調達し、配分します。

（5）授業料の減免と育英資金の貸付

- 条例等の規程によって授業料の減免の措置を取ります。
- 育英資金の貸付について特別の措置を取ります。

（6）学校給食

- 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努めます。
- 避難場所として使用される場合は、非常給食と学校給食の調整に留意するものとします。

（7）教育実施者の確保

- 被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保します。

（8）学校安全等

- 児童生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握します。
- メンタルケアを必要とする児童・生徒、教職員に対し、相談事業を実施します。

第16節 労務の提供

応急対策のための人員の確保を行います。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

(1) 従事協力命令

○災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、関係法令に基づき、住民等に労務の提供を求めることがあります。

(2) 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

○県及び市町村は、日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努めます。

(3) 労働力の確保

○労働力を確保するために、事前に定めた手続き、業務内容、受入体制に従い、実施します。

(4) 職員の派遣要請及びあっせん要求

○県及び市町村等は、災害対策基本法に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行います。

第17節 要配慮者対策

災害発生時において、要配慮者への十分な配慮及び対策を行います。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

- 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供します。
- 避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への供与に当たっては、要配慮者に十分配慮します。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努めます。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮します。
- 災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、市町村は、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討します。
- 市町村及び市町村から避難行動要支援者名簿の提供を受けた者は、当該名簿を活用し、避難のための情報伝達、避難行動要支援者の避難支援・安否確認、避難場所等の責任者への引継ぎなどを行います。
- 県は（公財）高知県国際交流協会と共同で「高知県災害多言語支援センター」を開設し、災害等に関する多言語での情報発信や、外国人等からの相談・問い合わせへの対応等を行います。

第18節 災害応急金融対策

関係機関が密接な連携を取りながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じます。

1 実施責任者

四国財務局高知財務事務所
日本銀行高知支店
金融機関等

2 実施内容

(1) 現金供給の確保及び決済の機能の維持

- 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じます。
- 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援します。

(2) 金融機関の業務運営の確保

- 被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じます。
- 金融当局及び関係行政機関は、これを支援します。

(3) 非常金融措置の実施

- 国（四国財務局高知財務事務所）は、県から災害救助法を適用した旨の情報を得た後、日本銀行高知支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請します。
- 報道機関は、非常措置について県民に周知徹底することに協力することとします。
 - ◇営業時間の延長、休日臨時営業等
 - ◇預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
 - ◇被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持ち出し、不渡処分猶予等
 - ◇損傷銀行券及び貨幣の引き換えに関する必要な措置

第19節 災害応急融資

被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行います。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

(1) 農林漁業災害資金

○市中金融機関、(株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等による貸付を行います。また、一定の条件を満たす場合、県単独制度による利子補給補助を行います。

(2) 中小企業復興資金

○市中金融機関、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫及び県単独制度による貸付等と信用保証協会による保証を行います。

(3) 災害復興住宅建設等資金

○独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき融資を行います。

(4) 被災私立学校災害復旧資金

○被災私立学校に対する資金対策として、日本私立学校振興・共済事業団による貸付を行います。

(5) 被災医療機関等に対する災害復旧資金

○独立行政法人福祉医療機構法による貸付を行います。

(6) 母子父子寡婦福祉資金

○母子及び父子並びに寡婦福祉法により償還金の支払猶予の対策を行います。

第20節 二次災害の防止

降雨等による二次災害の防災活動を実施します。

1 実施責任者

市町村、県、施設管理者

2 実施内容

(1) 水害・土砂災害対策

- 国土交通省又は県は、重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法に基づき、緊急調査を行います。
- 国土交通省及び県は、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、緊急調査の結果に基づく土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法により提供します。
- 水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行います。
- 点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。
- 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。
- 市町村は、土砂災害に対する避難指示等を解除しようとする場合において、必要に応じて国又は県に対して解除に関する事項について助言を求めるることができます。

(2) 高潮・波浪等の対策

- 管理する海岸保全施設の危険箇所の点検を行います。
- 危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。
- 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。

(3) 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行います。
- 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知することとします。
- 市町村は、必要に応じて避難対策を実施します。

第21節 自発的支援の受け入れ

ボランティアや義援金等の自発的な支援を積極的に受け入れます。

1 実施責任者

市町村、県、関係団体

2 実施内容

(1) ボランティアの受け入れ

○市町村、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図ります。

(2) 義援金等の受け入れ

〔義援金〕

○義援金は、迅速に受け入れ窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知します。

○義援金募集団体と配分委員会を組織し、公平かつ迅速な配分を実施します。

〔義援物資〕

○被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知します。

○寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布します。また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努めます。

県においては、「災害時義援金取扱要領」に基づき、義援金を取り扱うものとします。

第2章 自衛隊の災害派遣

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受け入れを行います。

◎災害派遣要請者

知事

第五管区海上保安本部長

高知空港事務所長

◎災害派遣命令者

陸上自衛隊第14旅団長（香川県善通寺市）

海上自衛隊第24航空隊司令（徳島県小松島市和田島）

海上自衛隊徳島教育航空群司令（徳島県板野郡松茂町）

第1節 災害派遣要請ができる範囲

ア) 被害状況の把握

車両、船舶、航空機等による偵察

イ) 避難の援助

誘導、輸送

ウ) 遭難者の捜索・救助

行方不明者、負傷者の捜索

エ) 水防活動

堤防護岸等への土のう積みなど

オ) 消防活動

消防機関と協力した消火活動

カ) 道路等交通上の障害物の排除

放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去

キ) 応急医療、救護及び防疫の支援

応急医療活動等への支援

ク) 通信支援

被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援

ケ) 人員・物資の緊急輸送

緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援

コ) 給食及び給水等の支援

被災者に対する給食・給水及び入浴の支援

サ) 宿泊支援

被災者に対する宿泊支援

シ) 危険物等の保安、除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

ス) その他

その他知事が必要と認める事項

第2節 災害派遣要請の手続き

○知事は、自衛隊法及び自衛隊法施行令並びに自衛隊との協定書に基づき、陸上自衛隊第14旅団長に自衛隊の派遣を要請します。

○自衛隊の自主派遣が実施された後でも、知事が派遣要請を行うことにより、その時点から知事の要請に基づく派遣とします。

○知事は、災害派遣要請の可能性が高いときは、自衛隊に連絡員の派遣を求めます。

○市町村長は、災害派遣を必要と判断した場合、知事に対し派遣を要請します。この場合において、市町村長は、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとします。

○市町村長は、特に緊急を要し、知事に要請出来ないときには、速やかに最寄りの自衛隊に状況を連絡します。

○知事の要請、市町村長の連絡は文書によりますが、いとまがないときは、電信・電話等で行い、事後速やかに文書を提出します。

○要請等文は、次の事項を記載します。

ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ) 派遣を希望する期間

ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

エ) その他参考となるべき事項

○県、市町村、自衛隊との連絡体制は、県が中心となって調整します。

一 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）等一

○自衛隊は、震度5弱以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達することとします。

○状況から、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまないと認められるときは、自主的に部隊を派遣するものとします。

この場合においても、出来る限り早急に知事と連絡を取ることします。

○自主派遣の基準は次のとおりです。

ア) 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき

イ) 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき

ウ) 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき

エ) その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまないと認められ

るとき

第3節 派遣部隊の受入体制

- 知事及び市町村長は、災害派遣が決定されたとき、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など受入体制を整えます。

第4節 派遣部隊の業務及び撤収等

(1) 派遣部隊の業務

- 派遣部隊は、関係機関と連携を密にし、主として人命及び財産の保護のため活動を行うこととします。

(2) 派遣部隊の撤収

- 市町村長は、災害派遣の目的が達成されたとき又は必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収要請を行います。

- 知事は、当該市町村及び自衛隊と協議し、派遣の必要がなくなったと認めたときは、文書をもって撤収の要請をします。

ただし、手続き上で日数を要するときは、口頭又は電話等によって依頼し、その後速やかに文書を提出します。

- 撤収の要請文は、次の事項を記載します。

ア) 災害の終末又は推移の状況

イ) 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機等の概数

ウ) 撤収日時

エ) その他必要事項

- 派遣命令者は、派遣部隊の撤収を命じた場合は、その旨を知事に通知することとします。

(3) 使用資機材の準備及び経費の負担区分

- 自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費を負担することとします。

(ただし、離島に対するフェリーの経費を除く。)

- 県及び市町村は、活動のための資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を負担することとします。

(4) 災害救助のための無償貸与及び譲渡

[無償貸与]

- 自衛隊は、期限を定め応急復旧特に必要な物品を貸し付けることがあります。

- 期限は次のとおりです。

◇災害救助法による救助を受けられるまでの期間

◇災害救助のため必要な期間（3ヶ月以内）

〔譲渡〕

○自衛隊は、緊急を要するときは食料品、飲料水、医薬品など救援物資を譲渡することが出来ます。

(5) 災害派遣期間における権限

○災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、自衛隊法、災害対策基本法に基づく権限を有します。

(6) 災害対策用臨時ヘリポート

○知事及び市町村長は、予め選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知します。

第4編 災害復旧・復興対策

第4編 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向

- 迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行います。
- 復旧・復興の基本方向を決定します。
- 必要な場合には、これに基づき復興計画等を作成します。

2 計画的復旧・復興

- 被災地の復旧・復興にあたっては、住民の意向を尊重し、計画的に行います。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進します。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進します。

3 財産措置等

- 応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財産支援を求めます。

第2章 災害復旧対策

第1節 迅速な原状復旧の進め方

1 被災施設の復旧等

- 物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、市町村等を支援します。
- 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行います。
- 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努めます。
- ライフルライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努めます。
- 警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めます。

2 災害廃棄物の処理

- 災害廃棄物の処理処分方法を確立します。
- 仮置場、最終処分地を確保します。
- 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行います。
- 適切な分別を行い、リサイクルに努めます。
- 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行います。

○環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行います。

第3章 復興計画

第1節 復興計画の進め方

1 復興計画等の作成

- 必要に応じ、国の定める復興基本方針を踏まえ、復興の目標、実施すべき施策に関する方針等を定めた県の復興方針を定めます。
(県)
- 必要に応じ、国及び県の方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を定めます。
(市町村)
- 復興計画の迅速、的確な作成と遂行のための体制整備（県及び市町村間の連携、国との連携、広域調整）を行います。
(県、市町村)
- 復興方針や復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮します。
(県、市町村)
- 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進めます。
(県、市町村)
- 必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請します。
(県、市町村)

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強く、より快適な都市環境整備

- 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施します。
(県、市町村)
- 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努めます。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めます。
(県、市町村)
- 津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、県民などの参加の下、高台移転も含めた総合的なまちの再整備を行います。
(県、市町村)
- 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全、安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び、地域コミュニティの拠点形成を図るものとします。
(県、市町村)
- まちづくりにあたっては、浸水の危険性の低い地域を居住地域とする等の土地利用計画の策定をできるだけ短時間で避難が可能となる避難路、津波避難場所、避難所の整備を行います。
(市町村)

(2) 復興のための市街地の整備改善

- 被災市街地復興特別措置法等を活用します。
(県、市町村)

○住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努めます。

(県、市町村)

○土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全なまちの形成及び機能の更新を図ります。

(県、市町村)

(3) 河川等の治水安全度の向上等

○河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努めます。

(県、市町村)

○都市公園及び河川公園（緑地を含む）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用等防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るように努めます。

(県、市町村)

(4) 既存不適格建築物

○防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めます。

(県、市町村)

(5) 新たなまちづくりの展望等

○住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行います。

(県、市町村)

(6) 石綿の飛散防止

○建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言します。

(県、市町村)

(7) 復興計画の作成

○復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮します。

(県、市町村)

第2節 被災者等の生活再建等の支援

1 罹災証明書の交付等

○災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付については、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるよう工夫をするよう努めます。

(県)

○各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めます。

(市町村)

○住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとします。

(市町村)

2 災害弔慰金の支給等

○災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行います。

○自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金等を活用して支援金（「基礎支援金」最高100万円、「加算支援金」最高200万円、合計で最高300万円）を支給することにより、その生活の再建を支援します。（被災者生活再建支援法）

3 税及び医療費等負担の減免等

○税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ります。

○災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、自立に向けた支援を行います。

4 住宅確保支援策

○被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行います。

○復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営等の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援します。

- 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行います。

5 広報連絡体制の構築

- 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことがきるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めます。
- 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置します。
- 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築します。

6 災害復興基金の設立等

- 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討します。

7 精神保健支援対策

- 被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健福祉センターに相談窓口を設け、精神的支援を行います。

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

1 連携体制の構築

○県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとします。

2 施設復旧資金等の貸付

○災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付等や高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行います。

3 経済復興対策

○地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保に配慮とともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努めます。

4 相談窓口の設置

○被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置します。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供します。

別 表

(別表1)

○ 高知県の警報・注意報発表基準

(1) 警報

令和5年6月8日現在

発表官署	高知地方気象台						
府県予報区	高知県						
一次細分区域	中部			東部		西部	
市町村等をまとめた地域	高知中央	嶺北	高吾北	室戸	安芸	幡多	高幡
警報	大雨	区域内の市町村で別表1-1の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表1-2の基準に到達することが予想される場合					
	暴風 (平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s	20m/s	陸上 20m/s ^{*1} , 海上 25m/s	陸上 20m/s, 海上 25m/s	陸上 20m/s, 海上 25m/s	
	暴風雪 (平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s ^{*1} , 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う	
	大雪	区域内の市町村で別表1-6の基準に到達することが予想される場合					
	波浪 (有義波高)	6.0m			6.0m		
	高潮	区域内の市町村で別表1-5の基準に到達することが予想される場合					

※1 水防活動の利用 に適合するもの	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報・大雨特別警報と同じ
		大雨特別警報	
	水防活動用 高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報・高潮特別警報と同じ
		高潮特別警報	
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ

(2) 注意報

令和5年6月8日現在

発表官署		高知地方気象台												
府県予報区		高知県												
一次細分区域		中部		東部		西部								
市町村等をまとめた地域		高知中央	嶺北	高吾北	室戸	安芸	幡多 高幡							
注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表1-3の基準に到達することが予想される場合												
	洪水	区域内の市町村で別表1-4の基準に到達することが予想される場合												
	強風 (平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s	12m/s	陸上 12m/s ^{*2} , 海上 15m/s	陸上 12m/s, 海上 15m/s	陸上 12m/s, 海上 15m/s	陸上 12m/s, 海上 15m/s							
	風雪 (平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う	12m/s 雪を伴う	陸上 12m/s ^{*2} , 海上 15m/s 雪を伴う	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う							
	大雪	区域内の市町村で別表1-6の基準に到達することが予想される場合												
	波浪 (有義波高)	3.0m			3.0m									
	高潮	区域内の市町村で別表1-5の基準に到達することが予想される場合												
	雷	落雷等により被害が予想される場合												
	融雪													
	濃霧(視程)	陸上 100m, 海上 500m	100m	陸上 100m, 海上 500m										
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%												
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ20cm以上 2 最高気温が2°C以上 3 かなりの降雨												
	低温	最低気温-4°C以下 ^{*3}												
	霜	3月20日以降の晩霜												
	着氷													
	着雪	24時間降雪の深さ:20cm以上 気温:-2°C~2°C												
記録的短時間 大雨情報 (1時間雨量)		120mm												

※ 1 水防活動の利用 に適合するもの	水防活動用氣 象注意報	大雨 注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用高 潮注意報	高潮 注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ
	水防活動用洪 水注意報	洪水 注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ

(注)

- 発表基準欄に記載した数値は、高知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- (1) * 1 室戸岬特別地域気象観測所の観測値は27m/sを目安とする。
(2) * 2 室戸岬特別地域気象観測所の観測値は18m/sを目安とする。
(3) * 3 気温は高知地方気象台の値
- (1) ※ 1 水防活動の利用に適合する警報・注意報は、一般の警報・注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
- 警報・注意報はその種類にかかわらず解除するまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除されて新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

○大雨警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
高知中央	高知市	34	232
	南国市	33	261
	土佐市	30	232
	須崎市	26	248
	香南市	28	215
	香美市	30	231
	いの町	17	230
	日高村	20	264
嶺北	本山町	22	235
	大豊町	26	224
	土佐町	28	242
	大川村	24	227
高岡北	仁淀川町	23	227
	佐川町	19	259
	越知町	18	287
室戸	室戸市	27	262
	東洋町	29	245
安芸	安芸市	32	262
	奈半利町	28	300
	田野町	23	289
	安田町	26	277
	北川村	27	258
	馬路村	22	348
	芸西村	28	233
幡多	宿毛市	20	230
	土佐清水市	25	216
	四万十市	23	191
	大月町	16	189
	三原村	25	300
	黒潮町	24	284
高幡	中土佐町	21	247
	檮原町	18	201
	津野町	25	217
	四万十町	22	256

【備考】大雨警報

- ※ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- ※ 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害のリスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- ※ 土壤雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- ※ 土壤雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、土壤雨量指数欄には、各市町村内における基準値の最低値を示している。

(別表 1-2)

○洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
高知中央	高知市	鏡川流域=41.5, 神田川流域=14.1, 吉原川流域=13, 十市川流域=13.6, 下田川流域=23.9, 久万川流域=46.4, 新川川流域=20.2, 舟入川流域=13.7, 江の口川流域=12.8, 国分川流域=30.3, 芳原川流域=8.6, 紅水川流域=6.6, 北山川流域=6, 的瀬川流域=13.4	久万川流域= (12, 36.6) , 新川川流域= (12, 15.2) , 舟入川流域= (12, 11.2) , 江の口川流域= (12, 9.9) , 国分川流域= (12, 27.2) , 紅水川流域= (12, 6.6) , 的瀬川流域= (12, 11)	仁淀川 [伊野], 物部川 [深渕(有堤)]
	南国市	後川流域=10.3, 下田川流域=19.5, 舟入川流域=12.9, 国分川流域=34.9, 山崎川流域=8.7, 笠ノ川川流域=12.8	-	物部川 [深渕(有堤)]
	土佐市	波介川流域=23.4, 甲原川流域=10, 萩谷川流域=9.3	波介川流域= (12, 23.4)	仁淀川 [伊野]
	須崎市	押岡川流域=14, 桜川流域=11.2, 御手洗川流域=11.6, 新荘川流域=33.6, 依包川流域=15.5	桜川流域= (12, 11.2)	-
	香南市	夜須川流域=18.1, 香宗川流域=23.2, 山北川流域=10, 烏川流域=9.5	夜須川流域= (12, 16.5) , 香宗川流域= (12, 19.6) , 山北川流域= (12, 9)	物部川 [深渕(有堤)]
	香美市	物部川流域=58.5, 片地川流域=4.7, 国分川流域=19.6, 土生川流域=7.6	-	物部川 [深渕(無堤)・深渕(有堤)]
	いの町	吉野川流域=45.7, 葛原川流域=21.7, 仁淀川流域=91.6, 宇治川流域=11.4, 勝賀瀬川流域=17.7, 上八川川流域=39.9, 小川川流域=22.2	仁淀川流域= (10, 78.8) , 宇治川流域= (10, 9.7)	仁淀川 [伊野]
	日高村	日下川流域=19.1	日下川流域= (12, 11.6)	仁淀川 [伊野]
嶺北	本山町	吉野川流域=72.4, 汗見川流域=23.2	-	-
	大豊町	吉野川流域=77.2, 南小川流域=25.8, 穴内川流域=33.5, 立川川流域=22.9	-	-
	土佐町	地蔵寺川流域=32.8	-	-
	大川村	吉野川流域=59.7	-	-
高吾北	仁淀川町	仁淀川流域=81.9, 土居川流域=36.7, 中津川流域=16.6, 長者川流域=21.5, 小郷川流域=13.5, 安居川流域=20.6	-	-
	佐川町	日下川流域=11.5, 柳瀬川流域=24.9, 中野川流域=10, 春日川流域=5.5, 西山川流域=9.6, 長竹川流域=6.5, 伏尾川流域=10.6	-	仁淀川 [伊野]
	越知町	仁淀川流域=74.3, 大桐川流域=26.6, 南の川流域=9.2	仁淀川流域= (14, 74.3)	-
	室戸	入木川流域=14.5, 佐喜浜川流域=22.4, 室津川流域=19.5, 元川流域=15.9, 東ノ川流域=20.3, 西ノ川流域=22.6, 羽根川流域=27.3, 井の谷川流域=9.1	-	-
安芸	室戸市	入木川流域=14.5, 佐喜浜川流域=22.4, 室津川流域=19.5, 元川流域=15.9, 東ノ川流域=20.3, 西ノ川流域=22.6, 羽根川流域=27.3, 井の谷川流域=9.1	-	-
	東洋町	野根川流域=30.7	-	-
	安芸市	伊尾木川流域=35.5, 小谷川流域=10.9, 安芸川流域=35.1, 穴内川流域=13.2, 赤野川流域=16.5, 帯谷川流域=11.6, 江川川流域=16.7	伊尾木川流域= (16, 35.5) , 安芸川流域= (16, 31.5) , 穴内川流域= (16, 11.8) , 帶谷川流域= (16, 10.4) , 江川川流域= (16, 15)	-
	奈半利町	奈半利川流域=58.8, 長谷川流域=6.6	-	-
	田野町	奈半利川流域=58.8, 池谷川流域=7.5	-	-
	安田町	安田川流域=34.3, 横谷川流域=10.1	-	-
	北川村	奈半利川流域=58.6, 野川川流域=16.2, 小川川流域=31.6, 西谷川流域=9.3	-	-
	馬路村	東川川流域=10.7, 安田川流域=25.1	-	-
	芸西村	和食川流域=13.2, 谷内川流域=8.1	和食川流域= (16, 11.8)	-

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
幡多	宿毛市	中筋川流域=23.2, 山田川流域=12.9, 芳奈川流域=6.7, ヤイト川流域=7.6, 松田川流域=41, 篠川流域=24.2, 福良川流域=27.4, 伊与野川流域=14.9	中筋川流域= (12, 20.3), 山田川流域= (18, 9.7), ヤイト川流域= (12, 7.1), 篠川流域= (16, 19.2), 伊与野川流域= (12, 14.7)	-
		立石川流域=10.3, 布川流域=11.5, 下ノ加江川流域=22.2, 鍵掛川流域=10.7, 久々川流域=11.7, 加久見川流域=12.2, 益野川流域=13.8, 三崎川流域=15.4, 宗呂川流域=19.7, 片粕川流域=8.9, 貝ノ川川流域=14.5, 市野々川流域=11.6, 西ノ川流域=10.9, 木ノ辻川流域=8.1	布川流域= (13, 10.4), 益野川流域= (13, 12.4), 三崎川流域= (13, 13.8), 宗呂川流域= (12, 17.6), 片粕川流域= (13, 8), 貝ノ川川流域= (13, 13)	-
	土佐清水市	四万十川流域=75.2, 竹島川流域=9.2, 津蔵淵川流域=11.1, 深木川流域=10.2, 後川流域=41.8, 中筋川流域=36, 手洗川流域=10.8, 黒尊川流域=18.4, 目黒川流域=23.7, 藤の川川流域=14.6, 広見川流域=43.7, 江川川流域=10.6, 岩田川流域=15.5, 板の川流域=6.9, 内川川流域=22.1, 森沢川流域=9.5, 磐ノ川川流域=8.4, 横瀬川流域=13.2, 家地川流域=10.2	四万十川流域= (15, 48.3), 後川流域= (15, 26.2), 中筋川流域= (13, 36), 手洗川流域= (18, 9), 黒尊川流域= (10, 18.1), 目黒川流域= (11, 22.2), 広見川流域= (16, 39.3), 岩田川流域= (11, 13.8)	四万十川〔具同（無堤）・具同（有堤）〕
		貝ノ川川流域=5, 小才角川流域=10.5, 才角川流域=10.1, 周防形川流域=9.3, 頭集川流域=10.6, 弘見川流域=14	小才角川流域= (9, 9.4), 才角川流域= (9, 9), 周防形川流域= (9, 8.3)	-
	三原村	長谷川流域=10.6, 宮の川川流域=10.3	-	-
	黒潮町	伊与木川流域=27.5, 伊田川流域=9.4, 有井川流域=10.8, 鰐川流域=14.2, 渎川流域=12.6, 加持川流域=13, 脇瀬川流域=14.1, 伊与喜川流域=7.5, 市野々川流域=8.1, 衣川流域=8.2, 小黒川流域=10, 矢の川流域=6.6, したの川流域=7.7	-	-
		四万十川流域=39.5, 竹原川流域=8.3, 桑の又川流域=7.3, 大坂谷川流域=12.7, 久礼川流域=23.2, 上ノ加江川流域=16.4	大坂谷川流域= (12, 11.4)	-
	高幡	梼原川流域=51.1, 久保谷川流域=16.5, 北川流域=34.2, 高野川流域=10.4, 仲洞川流域=8.5, 四万川流域=22.3, 松谷川流域=8.7, 本モ谷川流域=9.2, 田野々川流域=8.7, 永野川流域=7.4	梼原川流域= (12, 48.8), 四万川流域= (14, 19.2), 本モ谷川流域= (11, 9.2)	-
		北川流域=27.9, 高野川流域=7.1, 西の谷川流域=14.6, 力石川流域=9.1, 四万十川流域=13.7, 新莊川流域=24.4	-	-
	四万十町	四万十川流域=58.6, 長沢川流域=18.4, 久保川流域=16.4, 野々川流域=12.2, 北の川流域=9.6, 桜原川流域=58.6, 葛籠川流域=13.9, 打井川流域=13.8, 相去川流域=11.6, 井細川流域=18.5, 若井川流域=12, 神ノ川流域=12.3, 見付川流域=11.5, 払川流域=9.7, 仁井田川流域=28.7, 勝賀野川流域=9.7, 戸川ノ川流域=8.5, 芳川川流域=15.6, 中津川流域=16.5, 東又川流域=20.8, 与津地川流域=11.8, 大井川流域=11.4, 奥呉地川流域=9, 日野地川流域=10.4, 志和川流域=8.7, 後川流域=9.4	四万十川流域= (13, 56), 戸川ノ川流域= (13, 7.6), 芳川川流域= (17, 15.6), 志和川流域= (13, 6.8)	-

*1 (表面雨量指數、流域雨量指數) の組み合わせによる基準値を表しています。

【備考】洪水警報

- 流域雨量指數は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指數。
- 「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。
- *1 (表面雨量指數、流域雨量指數) の組み合わせによる基準値を表している。

○大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
高知中央	高知市	16	171
	南国市	16	193
	土佐市	17	171
	須崎市	16	183
	香南市	15	159
	香美市	16	170
	いの町	13	170
	日高村	16	195
嶺北	本山町	17	173
	大豊町	18	165
	土佐町	20	179
	大川村	19	167
高吾北	仁淀川町	16	167
	佐川町	12	191
	越知町	9	212
室戸	室戸市	21	193
	東洋町	23	181
安芸	安芸市	20	193
	奈半利町	21	222
	田野町	18	213
	安田町	20	204
	北川村	20	190
	馬路村	17	257
	芸西村	21	172
幡多	宿毛市	13	170
	土佐清水市	17	159
	四万十市	17	141
	大月町	12	139
	三原村	19	222
	黒潮町	17	210
高幡	中土佐町	16	182
	檍原町	15	148
	津野町	18	160
	四万十町	17	189

【備考】大雨注意報

※ 土壌雨量指数及び基準値については大雨警報の備考を参照のこと。

(別表 1-4)

○洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
高知中央	高知市	鏡川流域=33.2, 神田川流域=11.2, 吉原川流域=10.4, 十市川流域=10.8, 下田川流域=19.1, 久万川流域=37.1, 新川川流域=16.1, 舟入川流域=10.9, 江の口川流域=10.2, 国分川流域=24.2, 芳原川流域=6.8, 紅水川流域=5.2, 北山川流域=4.8, 的瀬川流域=10.7	鏡川流域= (13, 26.6), 神田川流域= (8, 9.6), 吉原川流域= (13, 8.3), 久万川流域= (8, 32.9), 新川川流域= (8, 12.7), 舟入川流域= (8, 10.1), 江の口川流域= (8, 8.9), 国分川流域= (8, 24.2), 紅水川流域= (8, 5.2), 的瀬川流域= (12, 8.6)	仁淀川 [伊野]
		後川流域=8.2, 下田川流域=15.6, 舟入川流域=9.5, 国分川流域=27.9, 山崎川流域=6.9, 笠ノ川川流域=10.2	下田川流域= (8, 12.2), 舟入川流域= (8, 9.5)	
		波介川流域=18.7, 甲原川流域=8, 萩谷川流域=7.4	波介川流域= (8, 18.7), 萩谷川流域= (8, 6.6)	
		押岡川流域=11.2, 桜川流域=8.9, 御手洗川流域=9.2, 新莊川流域=26.8, 依包川流域=12.4	桜川流域= (12, 8.9), 御手洗川流域= (8, 9.2), 新莊川流域= (8, 26.8)	
		夜須川流域=14.4, 香宗川流域=18.5, 山北川流域=8, 烏川流域=7.6	夜須川流域= (7, 14.4), 香宗川流域= (7, 17.6), 山北川流域= (8, 8), 烏川流域= (7, 7)	
		物部川流域=46.8, 片地川流域=3.8, 国分川流域=15.6, 土生川流域=6	-	
		吉野川流域=36.5, 葛原川流域=17.3, 仁淀川流域=73.2, 宇治川流域=9.1, 勝賀瀬川流域=14.1, 上八川川流域=31.9, 小川川流域=17.7	仁淀川流域= (10, 70.9), 宇治川流域= (6, 6.9)	
		日高村	日下川流域=11.5	仁淀川 [伊野]
		本山町	吉野川流域=57.9, 汗見川流域=18.5	-
		大豊町	吉野川流域=61.7, 南小川流域=20.6, 穴内川流域=26.8, 立川川流域=18.3	-
高知北	土佐町	地蔵寺川流域=26.2	-	-
	大川村	吉野川流域=47.7	-	-
	仁淀川町	仁淀川流域=65.5, 土居川流域=29.3, 中津川流域=13.2, 長者川流域=17.2, 小郷川流域=10.8, 安居川流域=16.4	-	-
	佐川町	日下川流域=9.2, 柳瀬川流域=19.9, 中野川流域=8, 春日川流域=4.4, 西山川流域=7.6, 長竹川流域=5.2, 伏尾川流域=8.4	柳瀬川流域= (6, 18.8)	-
室戸	越知町	仁淀川流域=44.3, 大桐川流域=21.2, 南の川流域=7.3	仁淀川流域= (8, 35.4)	-
	室戸市	入木川流域=11.6, 佐喜浜川流域=17.9, 室津川流域=15.6, 元川流域=12.7, 東ノ川流域=16.2, 西ノ川流域=18, 羽根川流域=21.8, 井の谷川流域=7.2	-	-
	東洋町	野根川流域=24.5	-	-
	安芸市	伊尾木川流域=28.4, 小谷川流域=8.7, 安芸川流域=28, 穴内川流域=10.5, 赤野川流域=13.2, 帯谷川流域=9.2, 江川川流域=13.3	伊尾木川流域= (12, 28.4), 安芸川流域= (10, 16.6), 穴内川流域= (10, 10.5), 赤野川流域= (18, 13.2), 帯谷川流域= (10, 9.2), 江川川流域= (10, 13.3)	-
安芸	奈半利町	奈半利川流域=47, 長谷川流域=5.2	-	-
	田野町	奈半利川流域=47, 池谷川流域=6	奈半利川流域= (17, 40), 池谷川流域= (14, 6)	-
	安田町	安田川流域=27.4, 横谷川流域=8	-	-
	北川村	奈半利川流域=46.8, 野川川流域=12.9, 小川川流域=25.2, 西谷川流域=7.4	西谷川流域= (20, 7.4)	-
	馬路村	東川川流域=8.5, 安田川流域=20	-	-
	芸西村	和食川流域=10.5, 谷内川流域=6.4	和食川流域= (10, 10.5)	-

幡多	宿毛市	中筋川流域=18.5, 山田川流域=10.3, 芳奈川流域=5.3, ヤイト川流域=6, 松田川流域=32.8, 篠川流域=19.3, 福良川流域=21.9, 伊与野川流域=11.9	中筋川流域= (8, 18.3) , 山田川流域= (8, 8.7) , 芳奈川流域= (8, 4.8) , ヤイト川流域= (8, 6) , 松田川流域= (13, 25.6) , 篠川流域= (13, 15.3) , 伊与野川流域= (12, 9.4)	-
		立石川流域=8.2, 布川流域=9.2, 下ノ加江川流域=17.7, 鍵掛川流域=8.5, 久々々川流域=9.3, 加久見川流域=9.7, 益野川流域=11, 三崎川流域=12.3, 宗呂川流域=15.7, 片柏川流域=7.1, 貝ノ川川流域=11.6, 市野々川流域=9.2, 西ノ川流域=8.7, 木ノ辻川流域=6.4	布川流域= (8, 9.2) , 下ノ加江川流域= (16, 17.6) , 鍵掛川流域= (14, 6.6) , 加久見川流域= (8, 9.7) , 益野川流域= (13, 8.8) , 三崎川流域= (13, 9.8) , 宗呂川流域= (8, 15.6) , 片柏川流域= (13, 5.7) , 貝ノ川川流域= (13, 9.3)	-
	土佐清水市	四万十川流域=60.1, 竹島川流域=7.3, 津蔵淵川流域=8.8, 深木川流域=8.1, 後川流域=33.4, 中筋川流域=28.8, 手洗川流域=8.6, 黒尊川流域=14.7, 目黒川流域=18.9, 藤の川川流域=11.6, 広見川流域=34.9, 江川川流域=8.4, 岩田川流域=12.4, 板の川流域=5.5, 内川川流域=17.6, 森沢川流域=7.6, 磯ノ川川流域=6.7, 横瀬川流域=10.5, 家地川流域=8.1	四万十川流域= (11, 43.5) , 後川流域= (11, 23.6) , 中筋川流域= (13, 21.4) , 手洗川流域= (6, 8.1) , 黒尊川流域= (10, 14.7) , 目黒川流域= (11, 15) , 広見川流域= (10, 27.9) , 岩田川流域= (11, 9.8)	四万十川〔具同（無堤）・具同（有堤）〕
四万十市	大月町	貝ノ川川流域=4, 小才角川流域=8.4, 才角川流域=8, 周防形川流域=7.4, 頭集川流域=8.4, 弘見川流域=11.2	貝ノ川川流域= (6, 4) , 小才角川流域= (6, 8.4) , 才角川流域= (6, 8) , 周防形川流域= (6, 7.4) , 頭集川流域= (10, 6.7)	-
	三原村	長谷川流域=8.4, 宮の川川流域=8.2	-	-
	黒潮町	伊与木川流域=22, 伊田川流域=7.5, 有井川流域=8.6, 蟾川流域=11.3, 湊川流域=10, 加持川流域=10.4, 蛎瀬川流域=11.2, 伊与喜川流域=6, 市野々川流域=6.4, 衣川流域=6.5, 小黒川流域=8, 矢の川流域=5.2, しだの川流域=6.1	蟾川流域= (8, 11.2)	-
	中土佐町	四万十川流域=31.6, 竹原川流域=6.6, 桑の又川流域=5.8, 大坂谷川流域=10.1, 久礼川流域=18.5, 上ノ加江川流域=13.1	四万十川流域= (8, 30.9) , 大坂谷川流域= (8, 10.1) , 上ノ加江川流域= (8, 13.1)	-
高幡	橋原町	梼原川流域=40.8, 久保谷川流域=13.2, 北川流域=27.3, 高野川流域=8.3, 仲洞川流域=6.8, 四万川流域=17.8, 松谷川流域=6.9, 本モ谷川流域=7.3, 田野々川流域=6.9, 永野川流域=5.9	梼原川流域= (7, 40.8) , 四万川流域= (7, 17.3) , 本モ谷川流域= (11, 7.3)	-
	津野町	北川流域=22.3, 高野川流域=5.6, 西の谷川流域=11.6, 力石川流域=7.2, 四万十川流域=10.9, 新莊川流域=19.5	-	-
	四万十町	四万十川流域=44.6, 長沢川流域=14.7, 久保川流域=13.1, 野々川流域=9.7, 北の川流域=7.6, 植原川流域=46.8, 葛籠川流域=11.1, 打井川流域=11, 相去川流域=9.2, 井細川流域=14.8, 若井川流域=9.6, 神ノ川流域=9.8, 見付川流域=9.2, 払川流域=7.7, 仁井田川流域=22.9, 勝賀野川流域=7.7, 戸川ノ川流域=6.8, 芳川川流域=12.5, 中津川流域=13.2, 東又川流域=16.6, 与津地川流域=9.4, 大井川流域=9.1, 奥吳地川流域=7.2, 日野地川流域=8.3, 志和川流域=6.9, 後川流域=7.5	四万十川流域= (12, 44.2) , 仁井田川流域= (16, 20.7) , 戸川ノ川流域= (13, 6.8) , 芳川川流域= (16, 12.5) , 志和川流域= (12, 5.7) , 後川流域= (8, 7.5)	-

*1 (表面雨量指數, 流域雨量指數) の組み合わせによる基準値を表しています。

【備考】洪水注意報

※ 流域雨量指數については洪水警報の備考を参照のこと。

※ 「指定河川洪水予報による基準」の「○○川〔△△〕」は、洪水注意報において、「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(別表 1－5)

○高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
高知中央	高知市	2.0m	1.2m
	南国市	2.0m	1.2m
	土佐市	2.0m	1.2m
	須崎市	2.0m	1.2m
	香南市	2.0m	1.2m
	香美市	—	—
	いの町	—	—
	日高村	—	—
嶺北	本山町	—	—
	大豊町	—	—
	土佐町	—	—
	大川村	—	—
高吾北	仁淀川町	—	—
	佐川町	—	—
	越知町	—	—
室戸	室戸市	2.0m	1.2m
	東洋町	2.1m	1.2m
安芸	安芸市	2.0m	1.2m
	奈半利町	2.0m	1.2m
	田野町	2.0m	1.2m
	安田町	2.0m	1.2m
	北川村	—	—
	馬路村	—	—
	芸西村	2.0m	1.2m
幡多	宿毛市	2.0m	1.8m
	土佐清水市	2.1m	1.8m
	四万十市	2.1m	1.8m
	大月町	2.0m	1.8m
	三原村	—	—
	黒潮町	2.1m	1.8m
高幡	中土佐町	2.0m	1.8m
	檮原町	—	—
	津野町	—	—
	四万十町	2.0m	1.8m

【備考】高潮警報

※ 潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いている。

※ 危険潮位として各海岸施設（防潮堤、護岸）の計画高潮位を設定。また、危険潮位から沿岸各市町村の高潮警報基準を設定。

(別表 1－6)

○大雪警報・注意報基準

平成29年11月30日現在

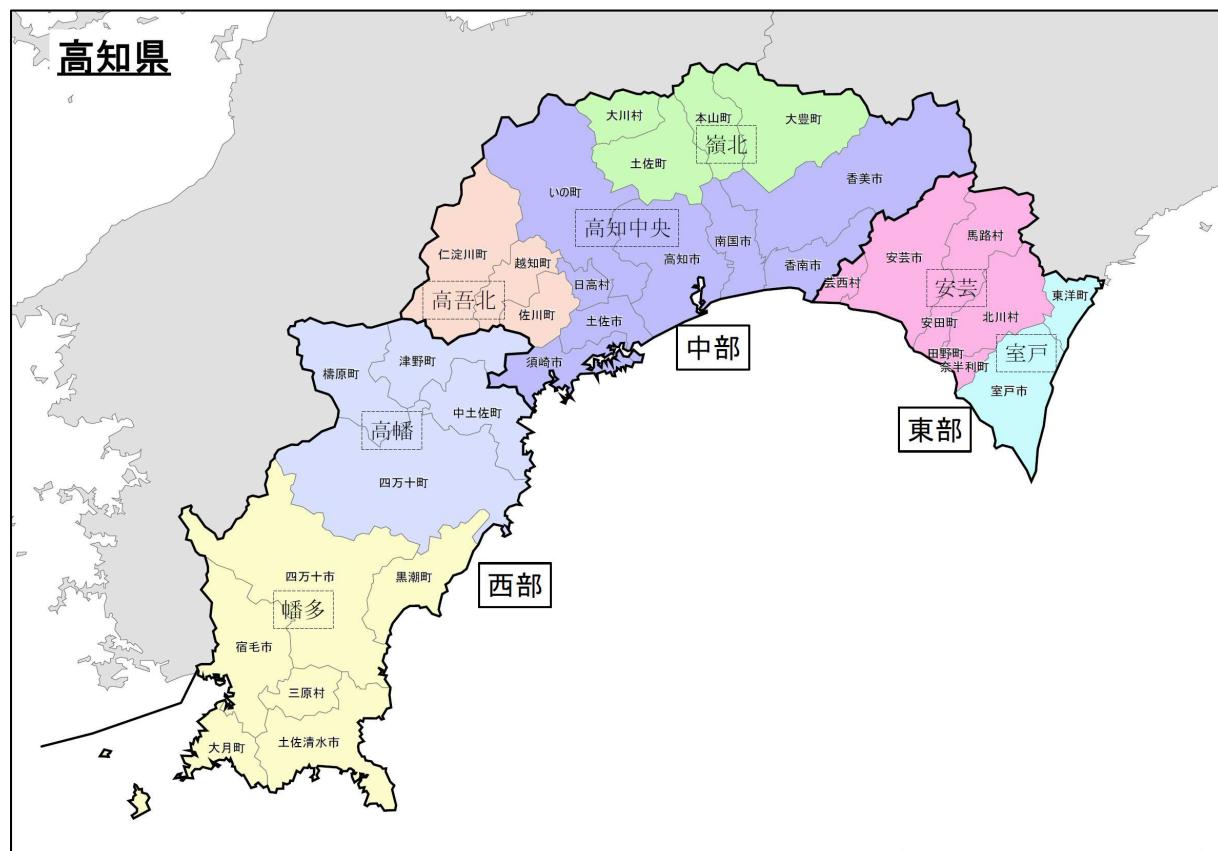
市町村等をまとめた地域	市町村等	降雪の深さ	
		警報	注意報
高知中央	高知市	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	南国市	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	土佐市	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	須崎市	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	香南市	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	香美市	12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ15cm
	いの町	12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ15cm
	日高村	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
嶺北	本山町	12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ15cm
	大豊町	12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ15cm
	土佐町	12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ15cm
	大川村	12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ15cm
高吾北	仁淀川町	12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ15cm
	佐川町	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	越知町	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
室戸	室戸市	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	東洋町	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
安芸	安芸市	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	奈半利町	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	田野町	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	安田町	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	北川村	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	馬路村	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	芸西村	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
幡多	宿毛市	12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ15cm
	土佐清水市	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	四万十市	12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ15cm
	大月町	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	三原村	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	黒潮町	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
高幡	中土佐町	12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ5cm
	檮原町	12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ15cm
	津野町	12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ15cm
	四万十町	12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ15cm

(別表2)

○警報・注意報等の発表地域区分一覧表

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村）
高 知 県	とうぶ 東部	むろと 室戸	むろとし 室戸市、安芸郡（東洋町）
		あき 安芸	あきし 安芸市、安芸郡（奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村）
	ちゅうぶ 中部	こうちゅうとう 高知中央	こうちし 高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、高岡郡（日高村）、吾川郡（いの町）
		れいほく 嶺北	ながおかぐん 長岡郡（大豊町、本山町）、 とさぐん 土佐郡（大川村、土佐町）
		こうごほく 高吾北	あがわぐん 吾川郡（仁淀川町）高岡郡（佐川町、越知町）
	せいぶ 西部	こうばん 高幡	たかおかぐん 高岡郡（中土佐町、橋原町、四万十町、津野町）
		はた 幡多	しまんとし 四万十市、宿毛市、土佐清水市、 はたぐん 幡多郡（黒潮町、三原村、大月町）

○警報・注意報等の発表地域区分図



※警報・注意報は、市町村ごとに発表されますが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔に伝えられるよう、従来どおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合があります。

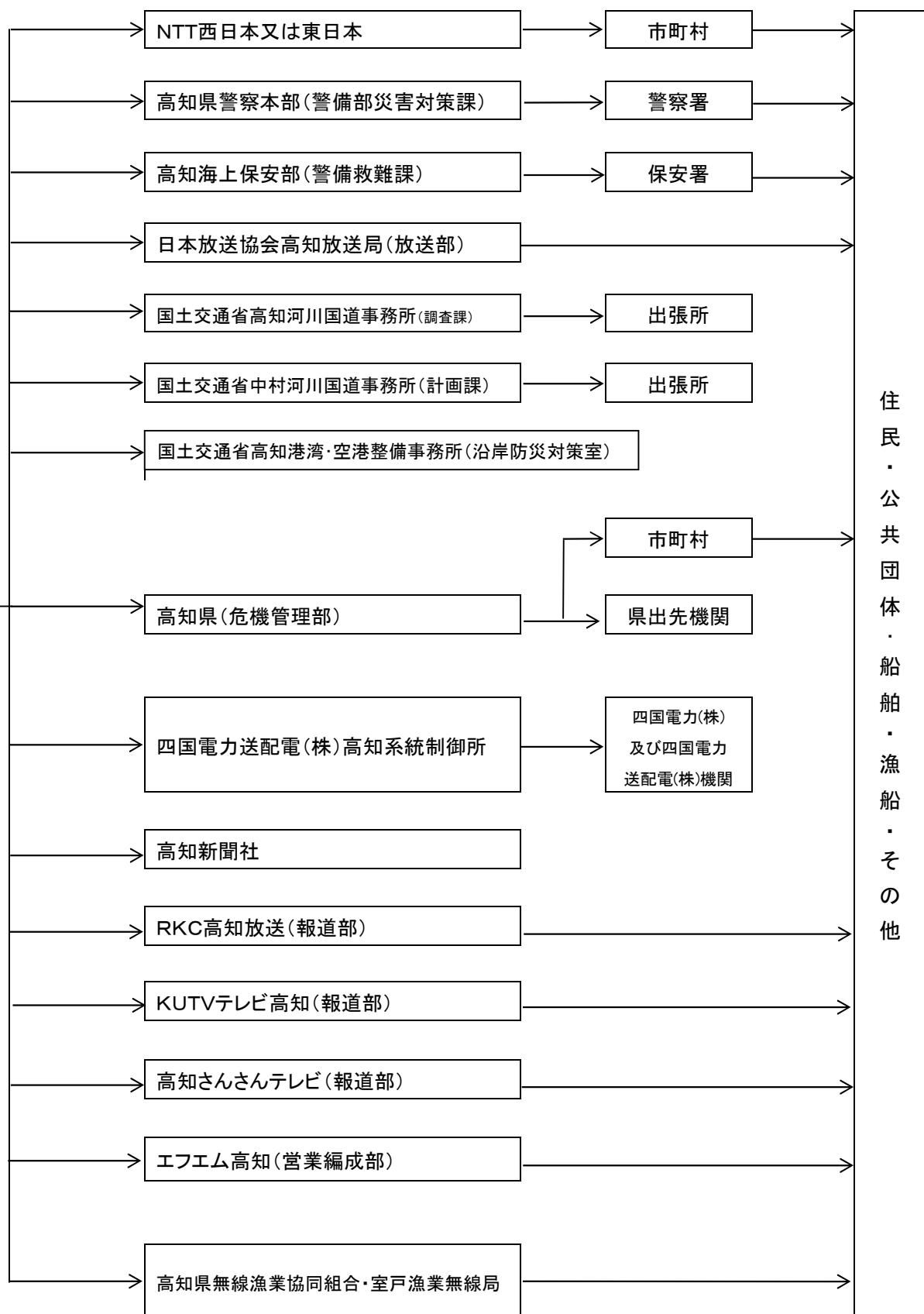
(別表3)

○気象警報等の伝達系統

(警報のみ)

高知地方気象台

住民・公共団体・船舶・漁船・その他



[被災情報伝達経路表]

被 害 区 分		報告元	経 由 機 関	県 主 管 課
1 人的・住家・非住家被害		市町村		危機管理・防災課
2 田・畠		市町村	農業振興センター	農業基盤課
3 学校		管理者	教育事務所	教育委員会教育政策課
4 病院		病院(救護病院 ・一般病院等)	市町村	保健政策課
		病院(災害拠点 病院)	福祉保健所	
5 道路・橋りょう・河川 ・海岸・砂防		市町村 (市町村管理分)		防災砂防課
		土木事務所(県管理分)		
6 港湾		土木事務所		港湾・海岸課
7 清掃施設		管理者		環境対策課
8崖	県管理	土木事務所		防災砂防課
崩れ	林野庁所管	市町村	林業事務所	治山林道課
	農村振興局所管	市町村	農業振興センター	農業基盤課
9 鉄道不通		管理者		交通運輸政策課
10 被害船舶	漁船	市町村		漁業管理課
	旅客船	市町村		交通運輸政策課
11 水道		管理者	福祉保健所	薬務衛生課
12 電話・電気		管理者		危機管理・防災課
13 ガス	都市ガス	管理者		消防政策課
	LPガス	管理者		消防政策課
14 ブロック塀等		市町村		危機管理・防災課
15 り災世帯・り災者		市町村		危機管理・防災課
16 火災発生		市町村		消防政策課
17 公立文教施設		市町村	教育事務所	教育委員会教育政策課
18 農林水産業施設	農業	市町村	農業振興センター	農業基盤課
	林業	市町村	林業事務所	治山林道課
	漁業	市町村	漁業指導所	漁港漁場課
19 公共土木施設		市町村	県各出先機関 土木事務所	防災砂防課、港湾・海岸課、 漁港漁場課、治山林道課
20 その他の公共施設		市町村、県各課室		危機管理・防災課
21 農産被害		市町村	農業振興センター	環境農業推進課
22 林産被害		市町村	林業事務所	林業環境政策課
23 畜産被害		市町村	家畜保健衛生所	畜産振興課
24 水産被害		市町村	漁業指導所	水産業振興課
25 商工被害		市町村		商工政策課
26 災害対策本部の設置		市町村		危機管理・防災課
27 災害救助法の適用		市町村		地域福祉政策課
28 119番通報件数		市町村		消防政策課
29 災害の概況		市町村		危機管理・防災課
30 応急対策の状況		市町村		危機管理・防災課、 消防政策課

* 項目は、災害報告取扱要領による。

* 最終的には危機管理・防災課が集約する。

(別表5)

都道府県	災害名	区	分		被 味		被 害	都道府県
			田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円	
災害名 報告番号	災害名 報	田	冠	水	ha	農林水産業施設	千円	災害の 対策
災害名 報告番号	災害名 報	烟	冠	水	ha	公共土木施設	千円	設置状況
災害名 報告番号	災害名 報	学	病	校	箇所	その他の公共施設	千円	市町村
災害名 報告番号	災害名 報	道	橋	りよう	箇所	小計	千円	本部
災害名 報告番号	災害名 報	河	川	箇所	公共施設被害市町村数	箇所	団体	本部
災害名 報告番号	災害名 報	港	湾	箇所	農産被被害	千円	災害の 適用市町村名	本部
災害名 報告番号	災害名 報	砂	防	箇所	畜産被被害	千円	救助法	本部
災害名 報告番号	災害名 報	清	掃	施設	水産被被害	千円	計	本部
災害名 報告番号	災害名 報	崖	くず	れ	商工被被害	千円		本部
災害名 報告番号	災害名 報	鉄	道	不通	被災船隻	千円		本部
災害名 報告番号	災害名 報	金	棟	箇所	被害戸	千円		本部
災害名 報告番号	災害名 報	半	棟	回線	被害戸	千円		本部
災害名 報告番号	災害名 報	家	半	電気	被害戸	千円		本部
災害名 報告番号	災害名 報	被	棟	ガス	被害戸	千円		本部
災害名 報告番号	災害名 報	害	一部	プロック	被害戸	千円		本部
災害名 報告番号	災害名 報	床	破損	構造等	被害戸	千円		本部
災害名 報告番号	災害名 報	床	浸水	他	被害戸	千円		本部
災害名 報告番号	災害名 報	床	下浸水	火災	被害戸	千円		本部
災害名 報告番号	災害名 報	非住家	公共建物	危険発生	被害戸	千円	自衛隊の災害派遣	本部
災害名 報告番号	災害名 報	その他の	他	その他	被害戸	千円	その他の	本部

(別表6)

被 告 区 分		説 明
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際に災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重 傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者 (軽 傷) 1ヶ月未満で治ゆできる見込みの者
住 家 被 害	住 家	現実に居住のために使用している建物とする。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない建物）が付着している場合には同一棟とみなす。 又、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世 蒔	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については1世帯とする)
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家の破損が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものとする。
	一部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非 住 家	住家以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、その部分は住家とする。全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。
そ の 他 被 害	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田 の 流 失 ・ 埋 没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稻の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑 の 流 失 ・ 埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

そ の 他 被 害	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋 り ょ う	道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又は、これらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	地 す ベ 里	地すべり防止区域内にある排水施設・擁壁・ダム、その他地すべりを防止するための施設とする。
	急 傾 斜 地	急傾斜地崩壊危険区域内にある排水施設・擁壁、その他急傾斜地の崩壊を防止するための施設とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及び屎処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給中止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 堀	倒壊したブロック堀又は石堀の箇所数とする。

被 害 区 分	説 明
り 災 世 帯	災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。
公立文教施設	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地・農業用施設・林業用施設・漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の 公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設 被害市町村数	公立文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村の数とする。
そ の 他 被 害	農 産 被 害 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス・農産物等の被害とする。 林 産 被 害 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木・苗木等の被害とする。 畜 産 被 害 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。 水 産 被 害 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・漁具・漁船等の被害とする。 商 工 被 害 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具とする。

昭和 38 年度	高知県地域防災計画作成
昭和 39 年度	高知県地域防災計画修正
昭和 44 年度	高知県地域防災計画修正
昭和 52 年度	高知県地域防災計画修正
昭和 53 年度	高知県地域防災計画修正
昭和 54 年度	高知県地域防災計画修正
昭和 57 年度	高知県地域防災計画修正
昭和 63 年度	高知県地域防災計画修正
平成 6 年度	一般対策編修正
平成 9 年度	一般対策編修正
平成 15 年度	一般対策編修正
平成 18 年度	一般対策編修正
平成 24 年度	一般対策編修正
平成 26 年度	一般対策編修正
令和 元 年度	一般対策編修正
令和 2 年度	一般対策編修正
令和 3 年度	一般対策編修正
令和 5 年度	一般対策編修正

高知県地域防災計画（一般対策編）

— 令和 5 年 6 月修正 —

高知県防災会議

事務局 高知県危機管理部危機管理・防災課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9320
